



# 第2次南丹市 男女共同参画行動計画

2019（平成31）年3月  
南丹市



## はじめに

わが国は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しました。こうした中、性別に関わらず、すべての人が互いに人権を尊重し、責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要な課題であり、国も「社会全体で取り組むべき最重要課題である」としています。



本市では、2008（平成 20）年に「南丹市男女共同参画行動計画」を策定し、あらゆる場における男女共同参画の推進に市民の皆さまとともに取り組んできました。

しかしながら、2017（平成 29）年 10 月に実施した市民意識調査の結果をみると、いまだに男性の方が優遇されていると感じている人が多数を占めており、家事や子育てなどに十分な時間がとれない状況や、固定的な性別役割分担意識が残っているなどの意見も、多くみられます。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画に関する市民の意識向上や様々な課題に対応するため、本市が今後 10 年間に取り組むべき施策の指針となる「第 2 次南丹市男女共同参画行動計画」を策定いたしました。

男女共同参画を行政と市民が一体となって推進し、「だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市」の実現を目指してまいります。市民の皆さまの、いっそうのご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定に当たり、ご意見、ご提言をいただきました南丹市男女共同参画推進委員会の皆さまをはじめ、ご意見をお寄せいただいた市民の皆さまに、心より感謝とお礼を申し上げます。

2019（平成 31）年 3 月

南丹市長 西村 良平



# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画策定の経緯 .....	2
4. 計画の期間 .....	2
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	<b>3</b>
1. 国際的な動き .....	3
2. 国の動き .....	3
3. 京都府の動き .....	4
4. 南丹市の取組経過.....	5
<b>第3章 南丹市の現状と課題</b> .....	<b>7</b>
1. 南丹市の現状 .....	7
2. 市民意識調査からみる現状と課題.....	13
3. 関連団体ヒアリングからみる現状と課題.....	29
4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ.....	34
<b>第4章 計画の方向性</b> .....	<b>37</b>
1. 本計画の基本理念.....	37
2. 基本目標.....	37
3. 施策の体系.....	38
<b>第5章 計画の内容</b> .....	<b>39</b>
基本目標1 男女共同参画の意識づくり.....	39
基本目標2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進.....	43
基本目標3 働く場における男女共同参画の推進.....	47
基本目標4 安心・安全な男女共同参画社会づくり .....	51
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>56</b>
1. 計画の推進体制 .....	56
2. 計画の進捗管理と評価.....	56
<b>資料編</b> .....	<b>57</b>



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

---

わが国では、国際社会の動きとも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進し、1999（平成11）年6月には、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を総合的に推進していくことを目的に、「男女共同参画社会基本法」が制定・施行されました。この中で男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」第2条）であると、明確に定義されました。

南丹市においては、2008（平成20）年3月に、「南丹市男女共同参画行動計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、2014（平成26）年3月には同計画の検証・評価に基づき5年目の中間見直しを行いました。この中間見直しから5年が経過し、男女共同参画をめぐる国や社会の動向は大きく様変わりしています。

本格的な人口減少時代が到来する中で、国においては「まち・ひと・しごと創生法」（2016（平成28）年施行）や「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」（2015（平成27）年施行）が整備され、女性が働きながら出産・子育てができる社会の実現に向けた施策が進められています。

こうした国や社会の動向を踏まえつつ、前計画の進捗状況を検証・評価し、市民意識調査を行った上で、「第2次南丹市男女共同参画行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮できるような男女共同参画社会の実現に向けて、市として取り組むべき施策の方向性を示しています。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、「女性活躍推進法」第6条第2項に定められた市町村推進計画、及び「DV防止法」第2条の3第3項に定める市町村基本計画にも相当するものです。また、「南丹市男女共同参画推進条例」第9条に基づき、策定するものでもあります。

策定に当たっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）－京都府男女共同参画計画－」を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「第2次南丹市総合振興計画」等の関連計画との整合を図りました。

## 3. 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」や関係団体に対するヒアリング調査、及びパブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において前計画の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、「南丹市男女共同参画推進条例」によって設置が定められた南丹市男女共同参画社会推進委員会において審議を重ね、計画を策定しました。

## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10か年とします。ただし、5年後の2024年度に中間見直しを行います。

また、期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

（年度）									
2019 （平成31）	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第2次南丹市総合振興計画									第3次
第2次南丹市男女共同参画行動計画（本計画）					＜中間見直し＞				



## 第2章 計画策定の背景

### 1. 国際的な動き

国際連合（国連）は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、その後の10年間を「国際婦人の10年」として、女性の地位向上を目指す取組を展開しました。

1979（昭和54）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」及び2000（平成12）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、2000（平成12）年に開催された国連特別総会の「女性2000年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けてさらなる行動を実施することが約束されました。

2013（平成25）年に開催された第57回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、「第23回国連特別総会」成果文書、「第4回世界女性会議」の10周年及び15周年に当たって委員会によって採択された宣言が再確認されています。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20年目に当たる2015（平成27）年には、「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

### 2. 国の動き

わが国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、1999（平成11）年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

「男女共同参画社会基本法」の  
5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

2000（平成 12）年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は、2005（平成 17）年、2010（平成 22）年の改定を経て、2015（平成 27）年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「男性中心型労働慣行等の変革」や、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「困難な状況に置かれている女性のきめ細かな支援」「男女共同参画の視点からの防災・復興対策等」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」「国際的な規範・基準の尊重」「地域における推進体制の強化」などが、改めて強調されています。

さらに、2015（平成 27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び民間事業主（従業員 301 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。（300 人以下の民間事業主は努力義務）

親しい男女間の暴力問題については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。この法律は 2013（平成 25）年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

### 3. 京都府の動き

---

京都府においては、国の女性政策の黎明期から、行動計画の策定や推進体制の整備、啓発事業の実施等に積極的に取り組んできました。1981（昭和 56）年 12 月に女性問題に関する第 1 次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」が策定され、5 年間の計画期間中に、京都府立婦人教育会館の建設をはじめ、KYOのあけぼの大学、京都府女性の船事業、女性海外研修事業など、意識啓発、指導者の養成、国際交流の促進といった観点から各種の事業が創出されました。

1989（平成元）年には、「男女共同参画基本法」に基づく「KYOのあけぼのプラン ―京都府男女共同参画計画―」が策定され、その後、このプランは 2001（平成 13）年の改定を経て、2011（平成 23）年に第 3 次計画が策定されました。この中で 10 分野の重点施策と 33 項目の数値目標が設定され、男女共同参画社会の実現を目指した取組が進められています。

また、2004（平成 16）年には「京都府男女共同参画推進条例」が施行され、取組のさらなる推進が図られるとともに、2006（平成 18）年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定されました。この計画は、

2009（平成 21）年の改定を経て、2019（平成 31）年に第 3 次計画に改定されています。

さらに、2011（平成 23）年に、公・労・使のオール京都体制でワーク・ライフ・バランスに取り組む拠点として「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を開設し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度が開始されました。2015（平成 27）年には経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）が連携して、京都における女性の活躍を加速化させるための組織として、輝く女性応援京都会議が発足し、「京都女性活躍応援計画」が策定されるなど、時代の変化に合わせた取組が進められています。

## 4. 南丹市の取組経過

旧園部町・旧八木町・旧日吉町・旧美山町が 2006（平成 18）年に合併し、本市が発足するまでは各旧町において、男女共同参画の推進に取り組んできました。

### ●各旧町の主な取組

園部町	1991（平成 3）年	庁内に女性対策検討委員会及び推進会議を組織
	1993（平成 5）年	女性がいきいきと学び輝ける場、女性のネットワークを広げる場として「女性の館」設置
	1996（平成 8）年	「仲良く生きようプラン・そのベ」策定
	2002（平成 14）年	園部町女性団体連絡会を設置。女性団体のネットワーク化を推進
八木町	1992（平成 4）年	「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施
	1993（平成 5）年	「八木町女性政策検討委員会設置要綱」策定
	1994（平成 6）年	第 1 回八木町女性対策検討委員会を開催。女性海外視察団派遣制度を実施
	2005（平成 17）年	「八木町男女共同参画プラン」策定
日吉町	2001（平成 13）年	男女共同参画推進会議を設置。町民意識調査の実施など
	2002（平成 14）年	日吉町男女共同参画懇話会を設置
	2004（平成 16）年	「ひよしせせらぎプラン」策定
美山町	1995（平成 7）年	美山町女性の集い連絡会が発足
	1999（平成 11）年	女性議会の開催

合併後は、これまで各旧町が取り組んできたことを基盤にさらに発展するべく、「なんたん女性のネットワークづくり仕掛人会議」を立ち上げ、2009（平成21）年度には、男女共同参画の地域づくりへの意見交換、企画立案、相互交流の展開、ネットワークづくりを図ることを目的とする「南丹市女性ネットワーク会議」を発足しました。同会議は南丹市男女共同参画フォーラム「キラリなんたん」の企画運営を、本市と協働で行っています。

また、地域づくり・NPO活動などに関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワークの構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍するリーダーを育成することを目的として京都府が主催する「女性の船」には、市内から毎年数名の参加があり、スキルアップした女性たちが地元でさらに活躍の場を広げています。

本市としては、これらの支援を行うとともに、2009（平成21）年に「南丹市男女共同参画行動計画」を策定、2014（平成26）年に中間見直しを行い、男女の人権尊重の意識づくりのための啓発や、政策・方針決定過程における女性の地位向上のための取組、ワーク・ライフ・バランスに関わる支援や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた活動など、男女共同参画社会の実現に向け様々な分野で施策を推進しています。

2015（平成27）年には、「南丹市男女共同参画推進条例」が制定されました。

また、同年、「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」に基づく「南丹市特定事業主行動計画※」を策定し、具体的な行動計画と数値目標を定めて、庁内における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を行っています。

# 第3章 南丹市の現状と課題

## 1. 南丹市の現状

### (1) 人口の状況

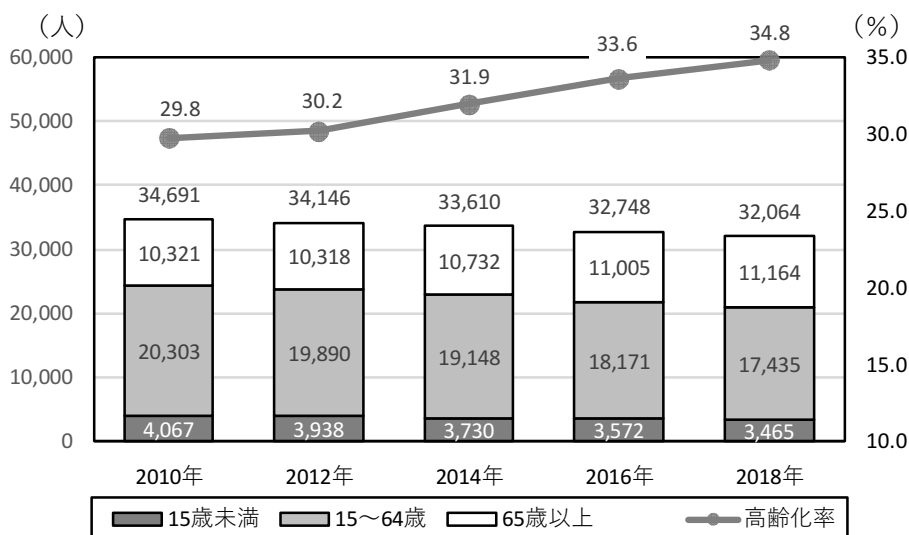
本市の人口は年々減少し、2018（平成30）年は2010（平成22）年と比較して2,627人（7.6%）減の32,064人となりました。

年齢3区分別の人口推移をみると、「15歳未満（年少人口）」と「15歳から64歳（生産年齢人口）」はともに減少しているのに対し、「65歳以上（老年人口）」は2012年（平成24年）以降、増加傾向にあります。この結果、65歳以上の比率（高齢化率）は、年々、高まっています。

介護人材の不足が予測される中、高齢者の介護は女性に負担が偏りがちなことから、地域社会全体で介護を支援する仕組みづくりが重要となっています。

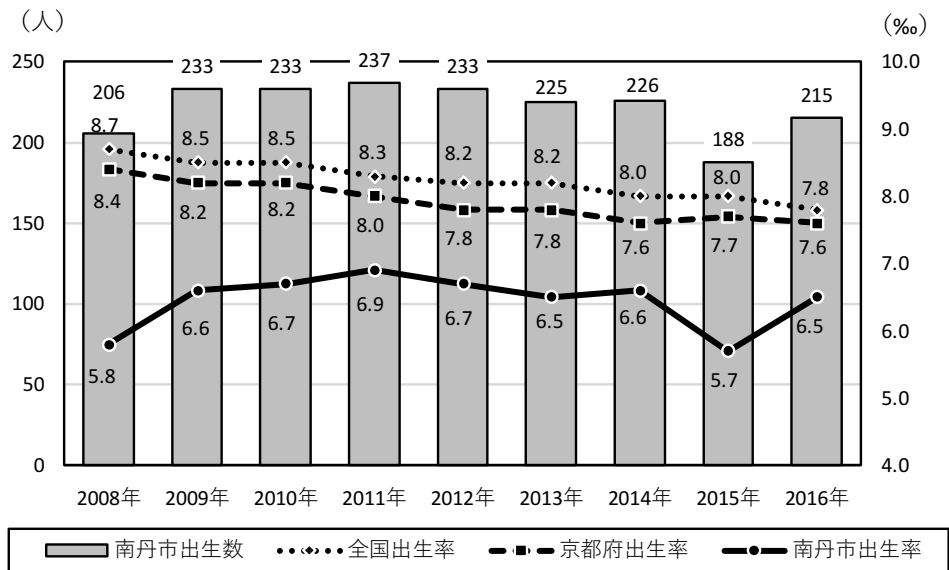
また、本市の出生率の推移をみると、増減はあるものの全国や京都府と比較すると低い水準で推移しています。出生率向上のためにも、女性だけに子育ての負担が偏らない施策が重要となっています。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ■ 出生数と出生率の推移

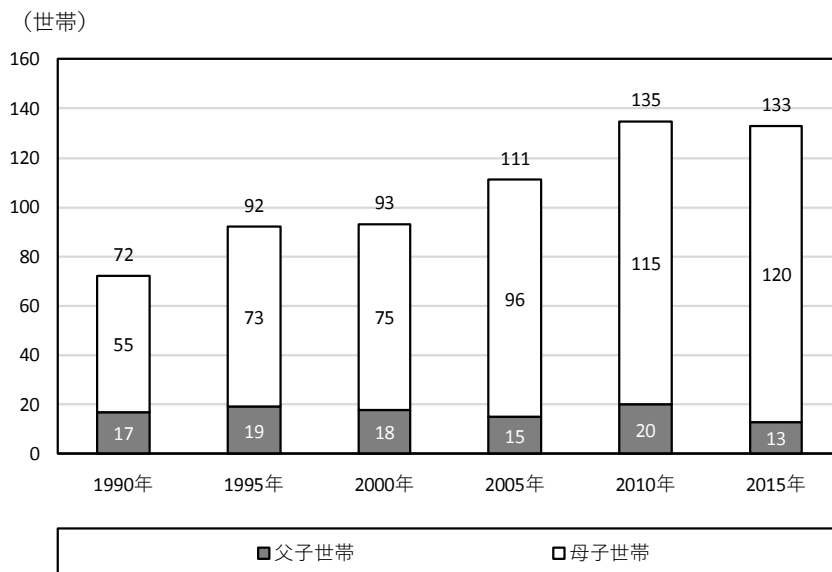


資料：人口動態統計（「京都府保健福祉統計年報」「厚生労働省年報」）  
 ※「出生率」とは、人口1,000人当たりの出生数のこと。合計特殊出生率とは異なる。

## （２）ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、2015（平成27）年はいったん減少したものの、全体としては増加傾向にあり、特に母子家庭の数は増加を続けています。全国的にも、ひとり親世帯の所得、中でも母子家庭の所得は低い傾向にあり、貧困の連鎖を生まない取組が必要です。

### ■ ひとり親世帯数の推移



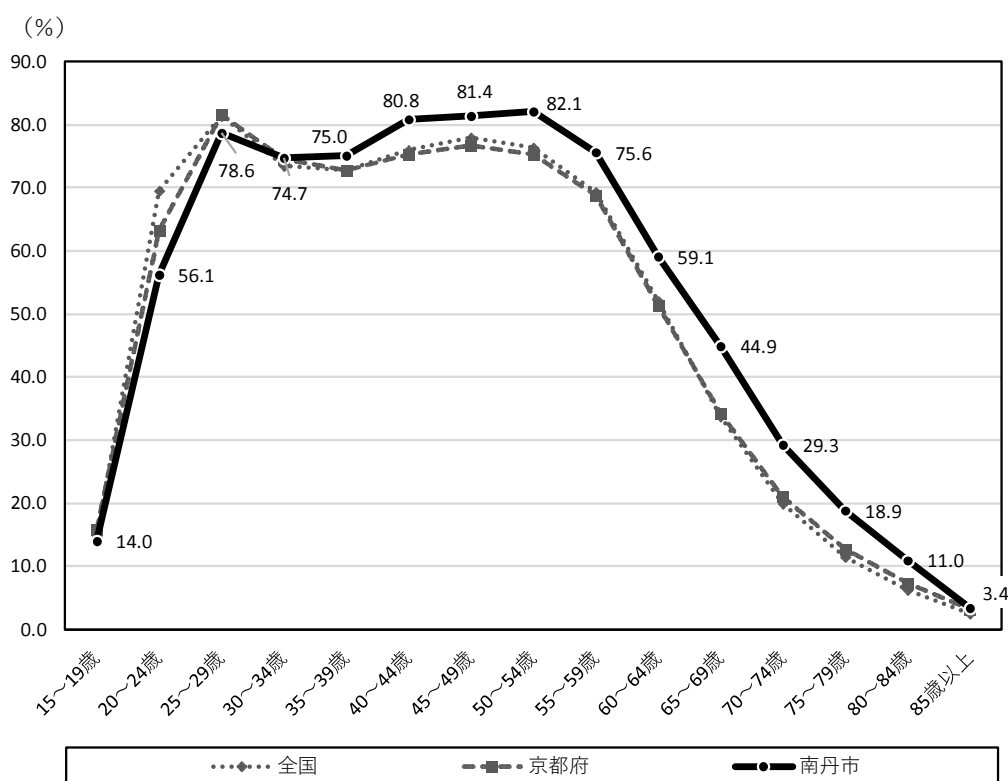
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 女性の労働力率の状況

女性の労働力率（就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、15歳以上人口に占める割合）を年齢5歳階級別にみると、本市は全国や京都府と比較して、20歳代でやや下回っているものの、35歳以上では全国や京都府よりも上回っています。

全国の傾向と同様30歳代で最も落ち込んでいることから、女性の活躍推進のためには、子育て世代の女性が働きやすい環境づくりが必要です。

■女性の年齢5歳階級別労働力率



資料：2015(平成27)年国勢調査

## (4) 市役所における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの状況

### ① 審議会・委員会等での女性委員の割合

本市の審議会・委員会等における女性委員の割合にはばらつきがあり、女性が7割以上を占めるものもあれば、女性委員がないものもあります。すべての審議会・委員会等で女性委員の割合が国の目標である30%を超え、男女のバランスがとれた会となるよう、いっそうの努力が必要です。

#### ■女性の割合が多い審議会・委員会等

名称	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
子ども・子育て会議	19	15	78.9
子育て発達支援センター運営委員会	15	12	80.0
個人情報保護審議会・情報公開審査会	4	2	50.0
市民参加と協働の推進委員会	4	2	50.0

資料：南丹市調べ（2018(平成30)年4月1日現在）

#### ■女性の割合が少ない審議会・委員会等

名称	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
消防委員会	9	0	0.0
建設事業等執行審議会	5	0	0.0
環境審議会	7	0	0.0
有償運送運営協議会	13	0	0.0
農業委員会	37	2	5.4
高齢福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	16	1	6.3

資料：南丹市調べ（2018(平成30)年4月1日現在）

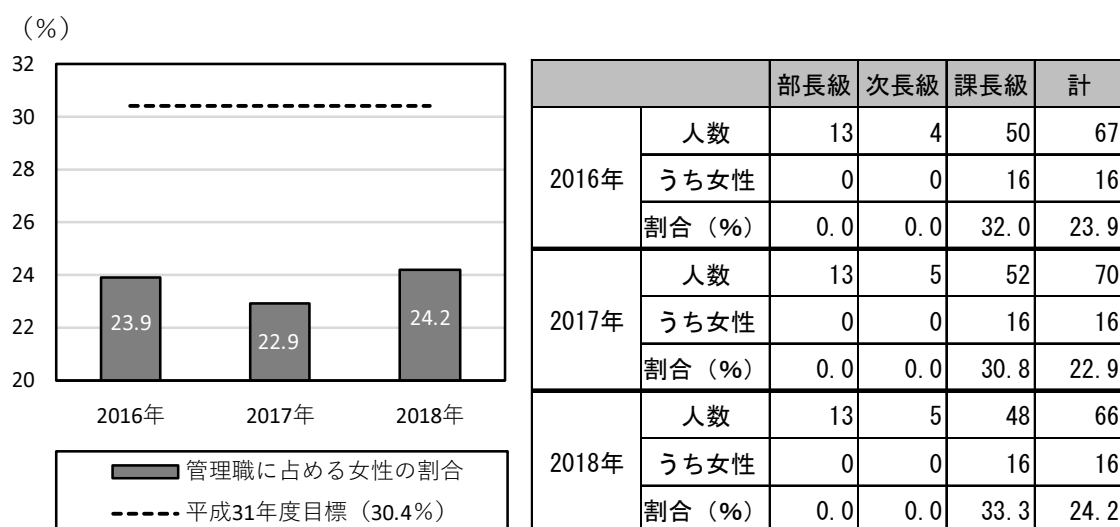


## ②女性管理職の割合

本市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、2019（平成31）年度目標の30.4%に対し、2018（平成30）年は24.2%となっています。特に部長級及び次長級には女性はいません。

人材育成には時間がかかることから、早い段階から計画的に管理職候補の育成に努める必要があります。

■女性管理職の割合と人数内訳



資料：南丹市調べ（各年4月1日現在）

## ③男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」の取得率

男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」については、ほぼ対象者全員が取得しています。（2017(平成29)年度は対象者7人のうち、取得者は6人）

	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2019(平成31)年度(目標)
男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」取得率 (%)	100.0	100.0	85.7	100.0

資料：南丹市調べ

#### ④育児休業・部分休業の取得率

育児休業・部分休業については、女性は対象者全員が取得しているのに対し、男性の取得者は2015（平成27）年度以降はありません。（2010（平成22）年度には7.1%、2013（平成25）年度には40.0%の取得者あり）

女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進のために、男性の取得を促進する必要があります。

		2015(平成27) 年度	2016(平成28) 年度	2017(平成29) 年度	2019(平成31) 年度 (目標)
育児休業・部分休業の 取得率(%)	女性	100.0	100.0	100.0	100.0
	男性	0.0	0.0	0.0	50.0

資料：南丹市調べ

#### ⑤1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合

1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合は、増加傾向にあります。業務の見直しや効率化を進める必要があります。

	2015(平成27) 年度	2016(平成28) 年度	2017(平成29) 年度	2019(平成31) 年度 (目標)
1年間の時間外勤務が360時間 を超える職員の割合(%)	5.64	8.78	10.0	3%以下

資料：南丹市調べ

#### ⑥年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、増減はあるものの平成31（2019）年度目標の半分程度にとどまっています。ワーク・ライフ・バランス推進のために、取得を促進する必要があります。

	2015(平成27) 年度	2016(平成28) 年度	2017(平成29) 年度	2019(平成31) 年度 (目標)
年次有給休暇の平均取得日数 (日)	7.8	11.1	7.9	15日以上

資料：南丹市調べ

## 2. 市民意識調査からみる現状と課題

---

本計画策定の基礎資料とするため、2017（平成29）年10月に「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」を実施しました。

その結果（概要）から、本市の男女共同参画に関する現状と課題を分析します。

### ■市民意識調査の概要

- 調査対象者：南丹市在住の20歳以上の男女（無作為抽出）
- 調査期間：2017（平成29）年10月16（月）～10月31日（火）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収状況：配布数 1,500件／有効回収数 489件／有効回収率 32.6%

### ■調査結果の見方・留意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つだけを選ぶもの）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上を選ぶもの）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフ及び表の「N数（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

## (1) 男女平等に関する意識について

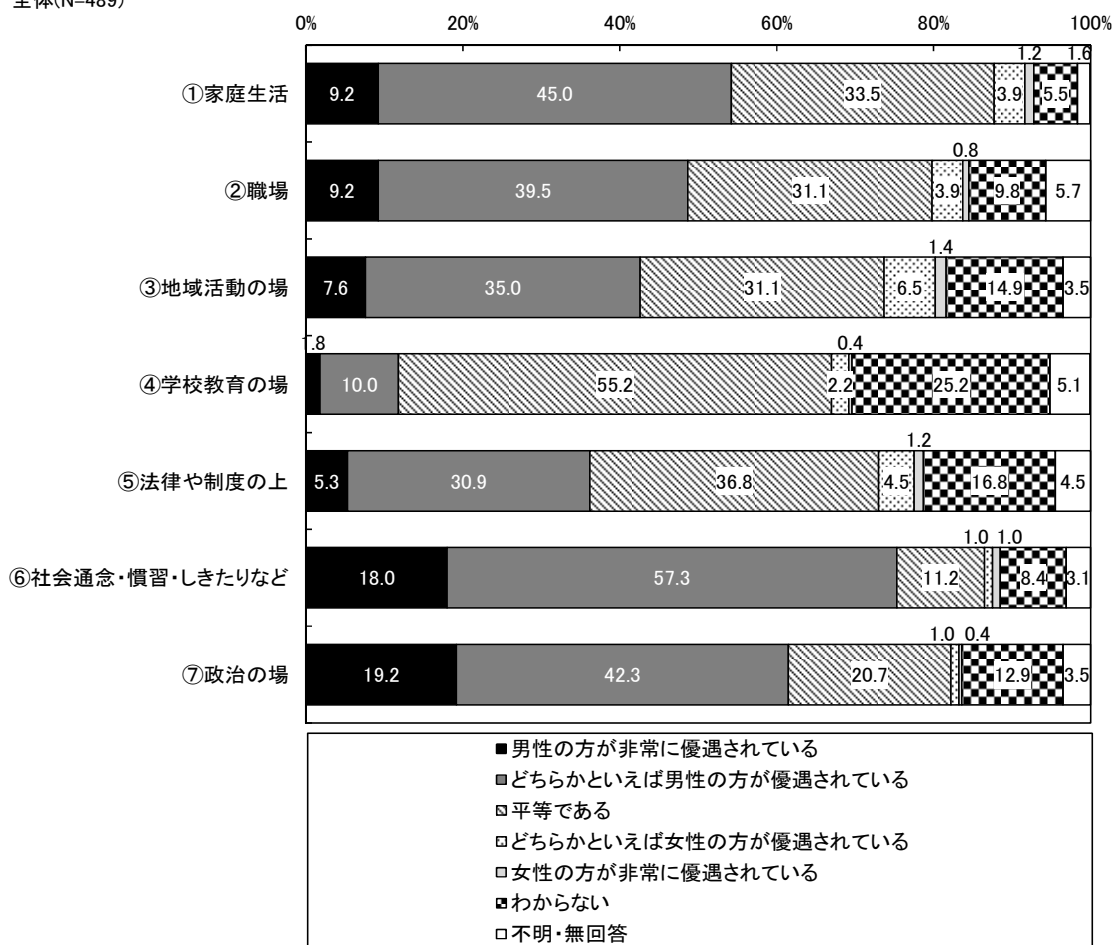
### ①男女の地位の平等感。(単数回答)

『男性優遇(「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)』が高い項目については、「⑥社会通念・慣習・しきたりなど」が75.3%と最も高く、次いで「⑦政治の場」が61.5%、「①家庭生活」が54.2%となっています。

「平等である」が高い項目については、「④学校教育の場」が55.2%と最も高く、次いで「⑤法律や制度の上」が36.8%となっています。

『女性優遇(「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計)』は、各項目で10%を下回っていますが、「③地域の活動の場」は7.9%と他の項目に比べてやや高めとなっています。

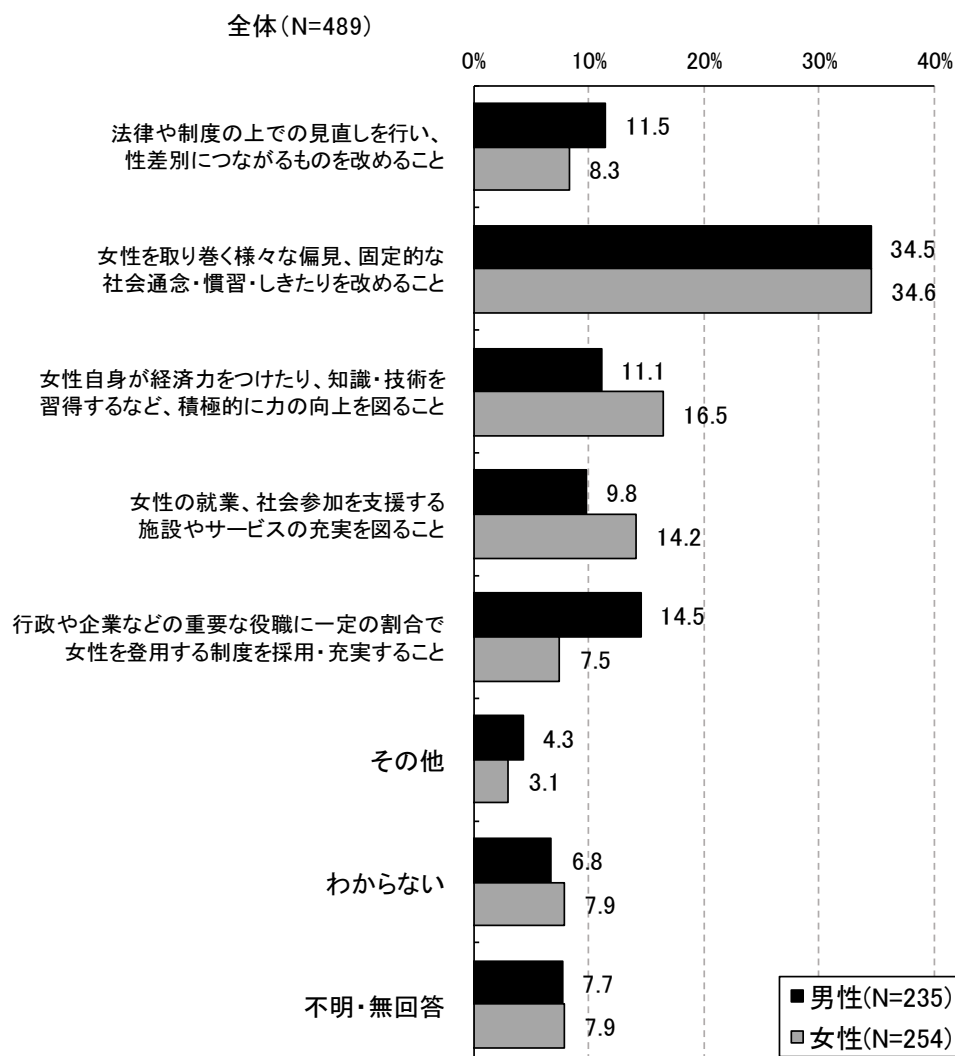
全体(N=489)



②男女平等の社会にするために必要なこと。(単数回答)

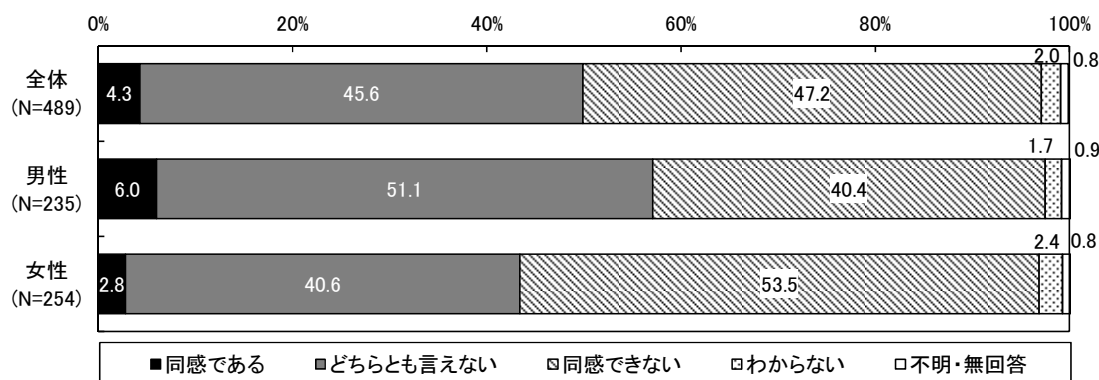
男女ともに、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高く、3割を超えています。

男性は「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」や「行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること」といった制度面の回答が女性に比べて高めとなっており、女性は「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」や「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が男性に比べて高めとなっています。



③「男は仕事、女は家庭」という考え方について。(単数回答)

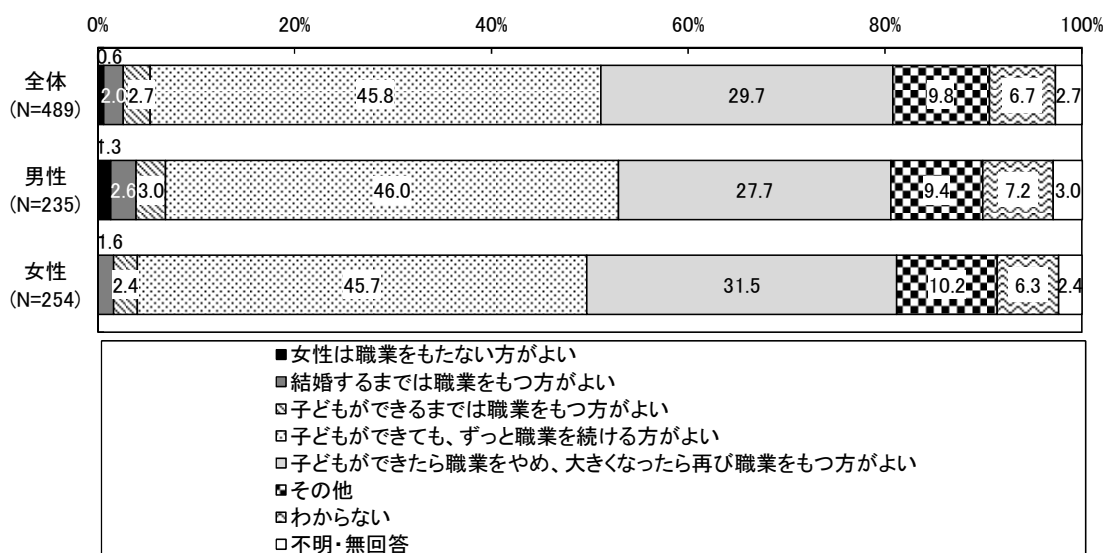
男性は「どちらとも言えない」が51.1%と最も高く、女性は「同感できない」が53.5%と最も高くなっています。



④女性が職業をもつことについて。(単数回答)

男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最も高く、男性が46.0%、女性が45.7%とほぼ同率になっています。

「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は女性の方がやや高めとなっています。

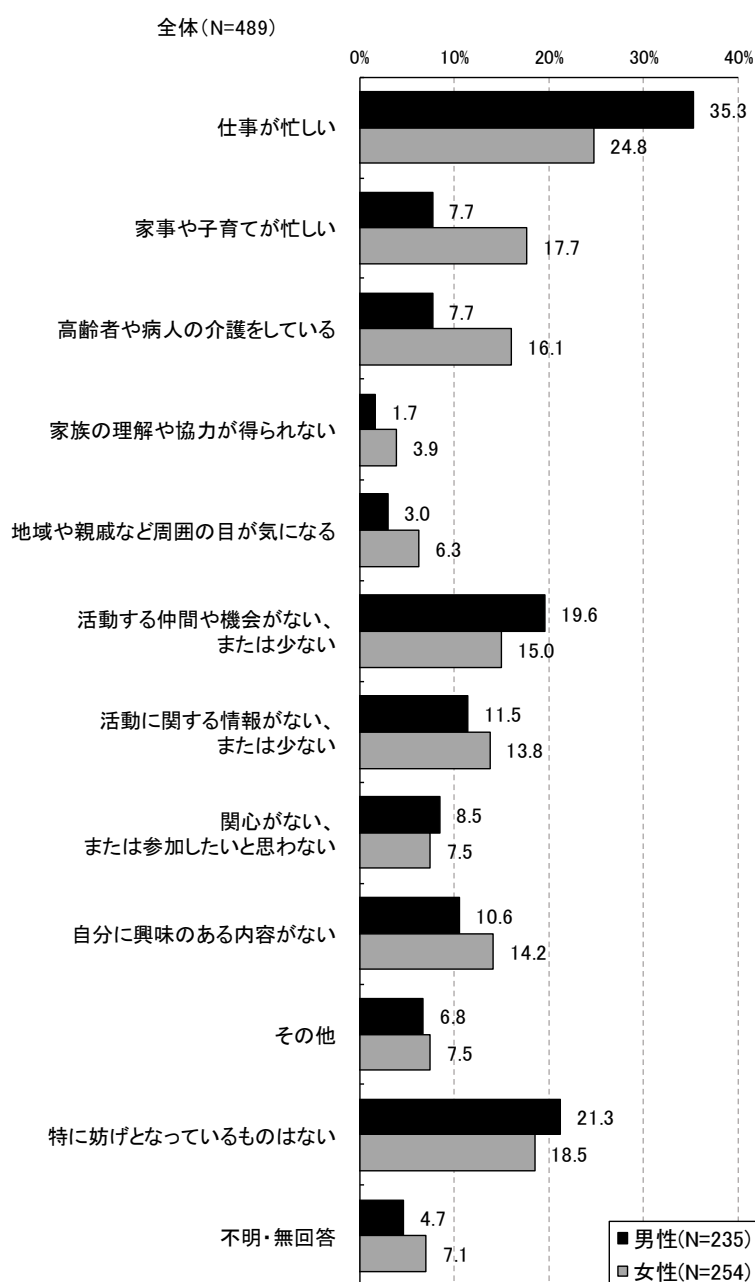


## (2) 地域・社会活動について

①仕事以外の活動の支障になっていること、今後支障になるであろうこと。  
(複数回答)

男女ともに「仕事が忙しい」が最も高く、男性が35.3%、女性が24.8%となっています。次いで男女ともに「特に妨げになっているものはない」が高くなっており、男性が21.3%、女性が18.5%となっています。

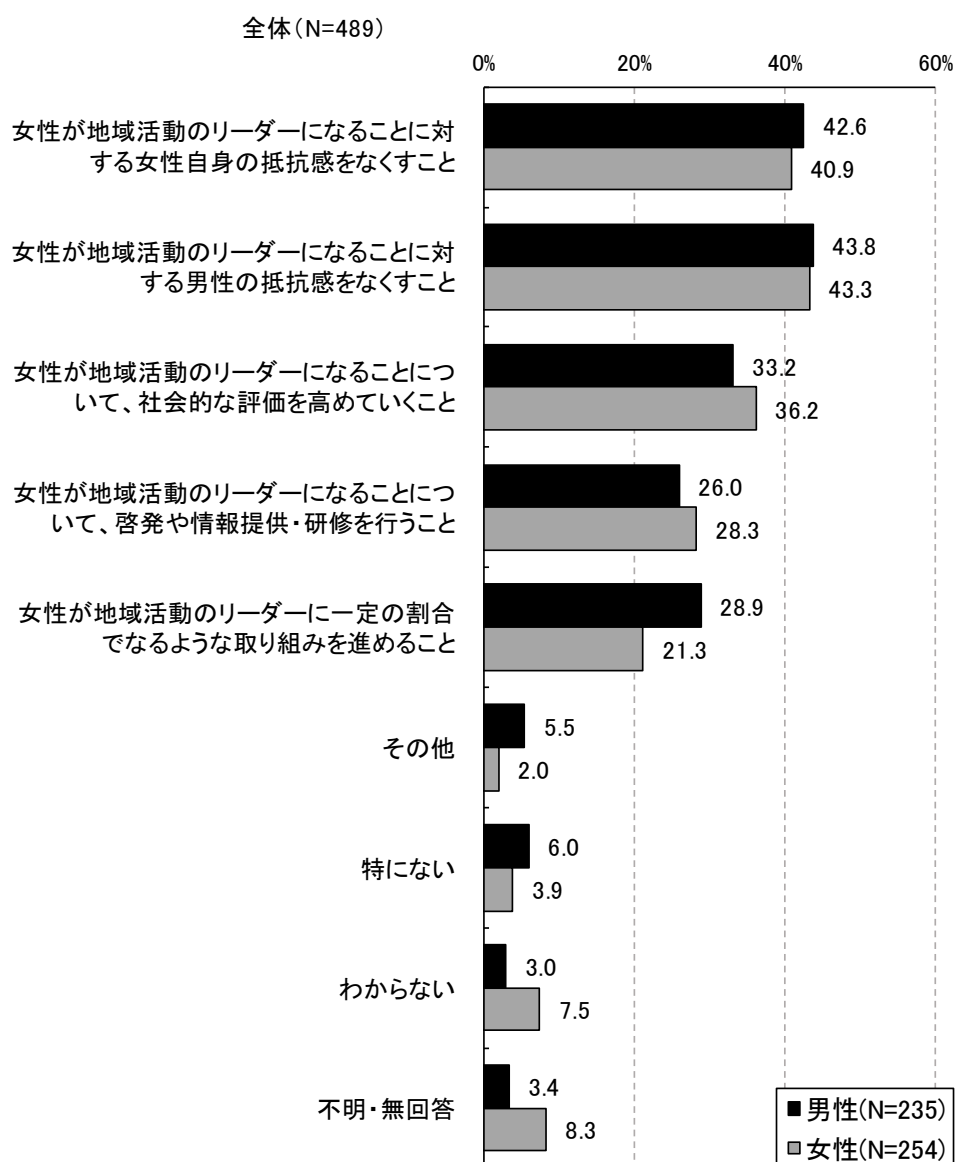
それ以外では、男性では「活動する仲間や機会がない、または少ない」、女性は「家事や子育てが忙しい」「高齢者や病人の介護をしている」が高くなっています。



## ②女性が地域のリーダーになるために必要なこと。(複数回答)

男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっており、男性が43.8%、女性が43.3%とほぼ同率となっています。次いで、男女ともに「女性自身の抵抗感をなくすこと」が高くなっており、男性が42.6%、女性が40.9%となっています。

それ以外では、「社会的な評価を高めていくこと」「啓発や情報提供・研修を行うこと」は女性の回答が高めであり、「一定の割合でなるような取り組みを進めること」は男性の回答が高めとなっています。

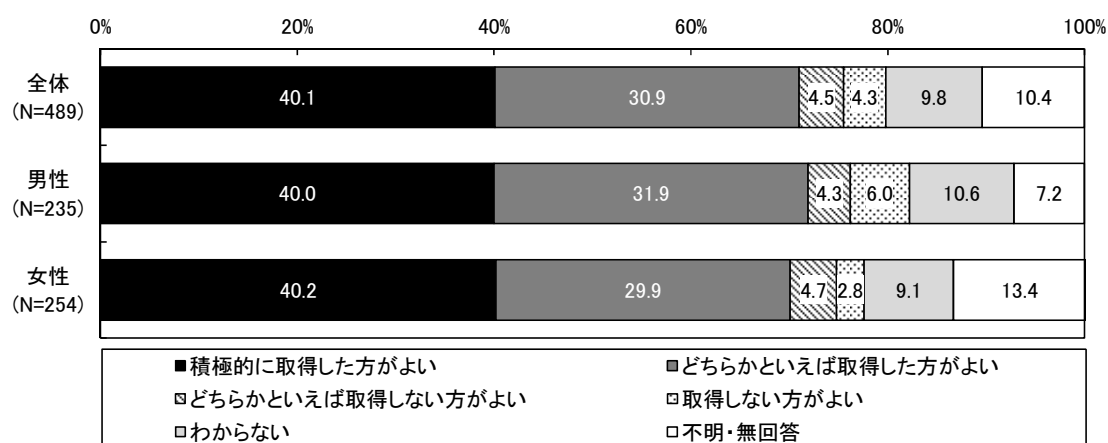




### (3) 就労・働き方について

#### ①男性が育児休業等を取得することについて。(単数回答)

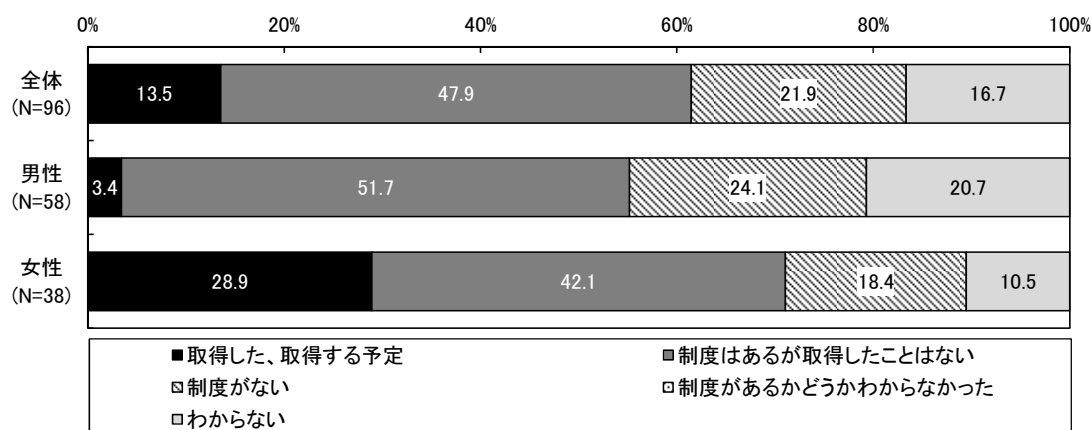
『取得した方がよい(「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計)』が男女ともに7割前後となっています。「取得しない方がよい」は男性が6.0%、女性が2.8%と男性が上回りますが、いずれも回答比率が低いため、全体の回答の傾向として男女で大きな差はありませんでした。



#### ②育児休業の取得状況。(就学前の子どもがいる人(妊娠中含む)への質問) (単数回答)

男女ともに「制度はあるが取得したことがない」が最も高くなっており、男性が51.7%、女性が42.1%となっています。

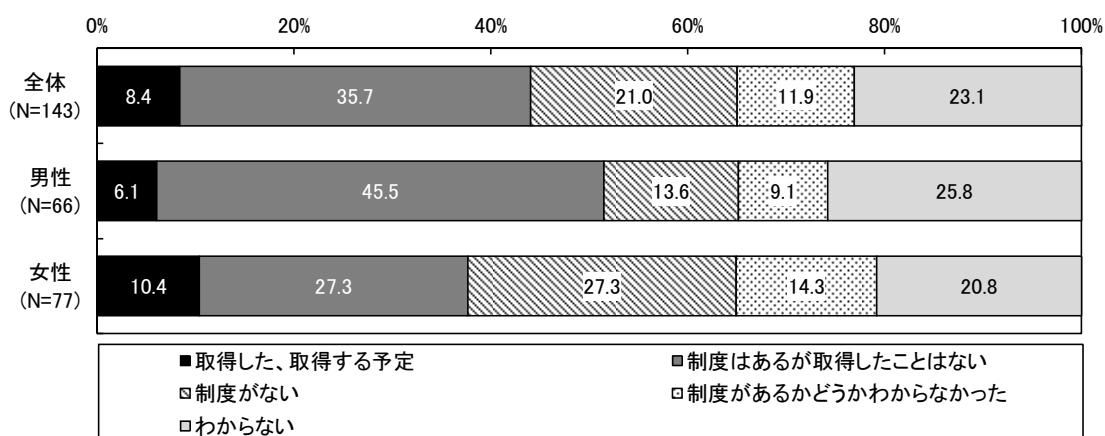
「取得した、取得する予定」は女性が28.9%に対して、男性は3.4%と、男女の格差が大きくなっています。



③介護休業の取得状況。(介護の必要な親族がいる人への質問)(単数回答)

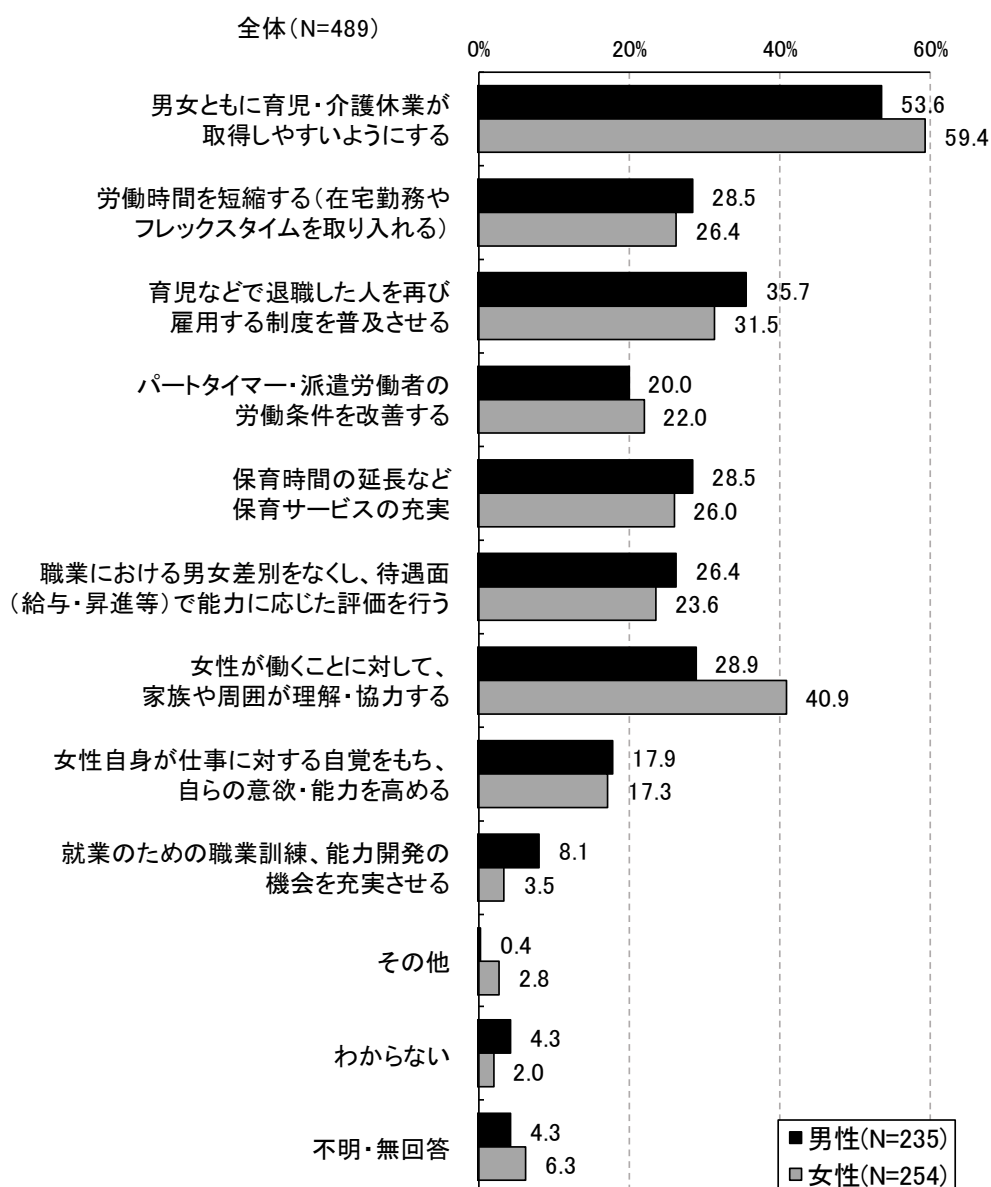
男性は「制度はあるが取得したことがない」が45.5%と最も高くなっており、女性は「制度はあるが取得したことがない」「制度がない」がともに27.3%で最も高くなっています。

「取得した、取得する予定」は女性が10.4%に対して、男性は6.1%となっており、前項②育児休業の取得状況に比べて男女の格差は小さくなっています。



#### ④女性が働き続けるために必要なこと。(複数回答)

男女ともに、「男女ともに育児・介護休業が取得しやすいようにする」が最も高くなっており、男性が53.6%、女性が59.4%となっています。次いで、男性は「育児などで退職した人を再び雇用する制度を普及させる」が高く、女性は「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」が高くなっています。「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」は女性の回答の方が高めとなっていますが、その他の回答は男女で大きな差はありませんでした。

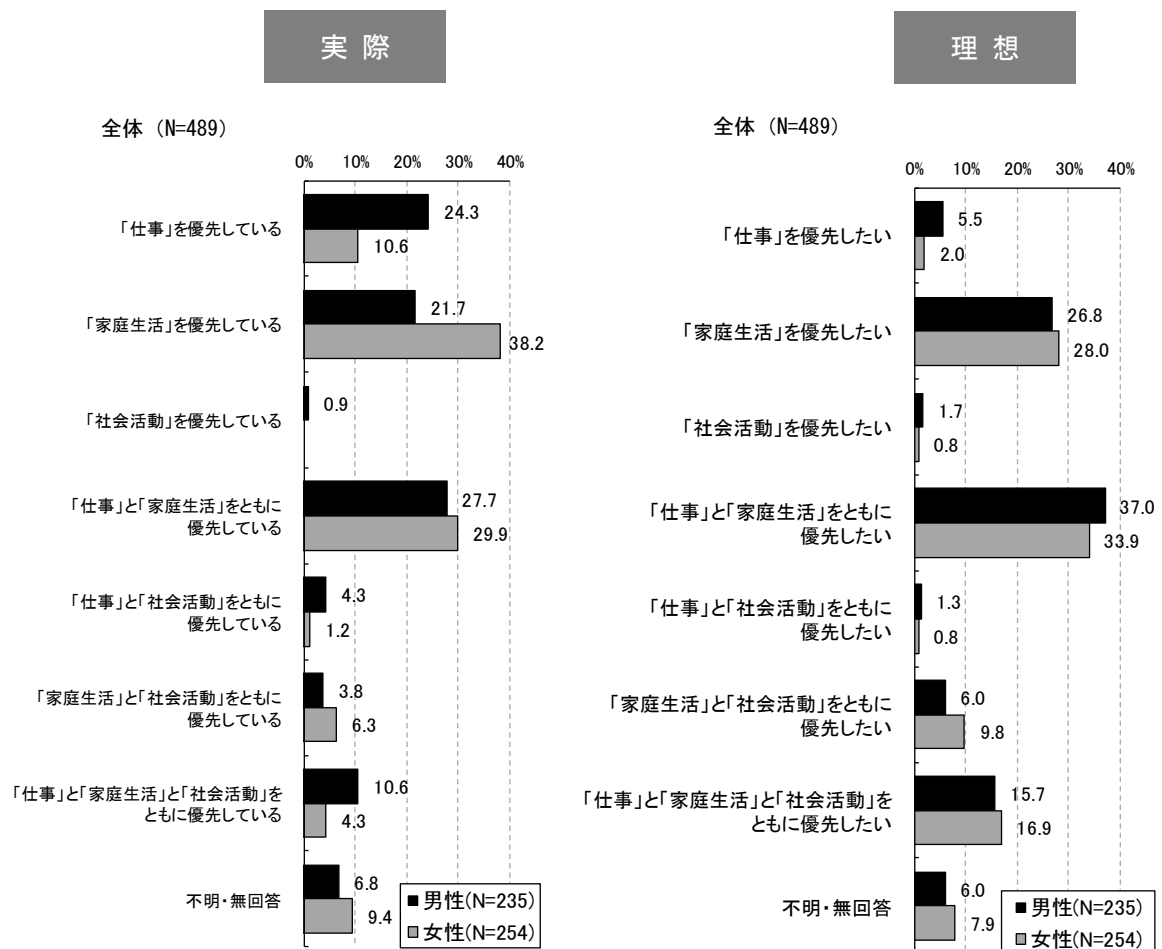


## (4) 生活全般について

### ①実際の生活と理想の生活。(単数回答)

実際の生活については、男性は『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が27.7%と最も高く、次いで『「仕事」を優先している』が24.3%となっています。女性は『「家庭生活」を優先している』が38.2%と最も高く、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が29.9%となっています。『「仕事」を優先している』は男性が女性を13.7ポイント上回り、『「家庭生活」を優先している』は、女性が男性を16.5ポイント上回っています。

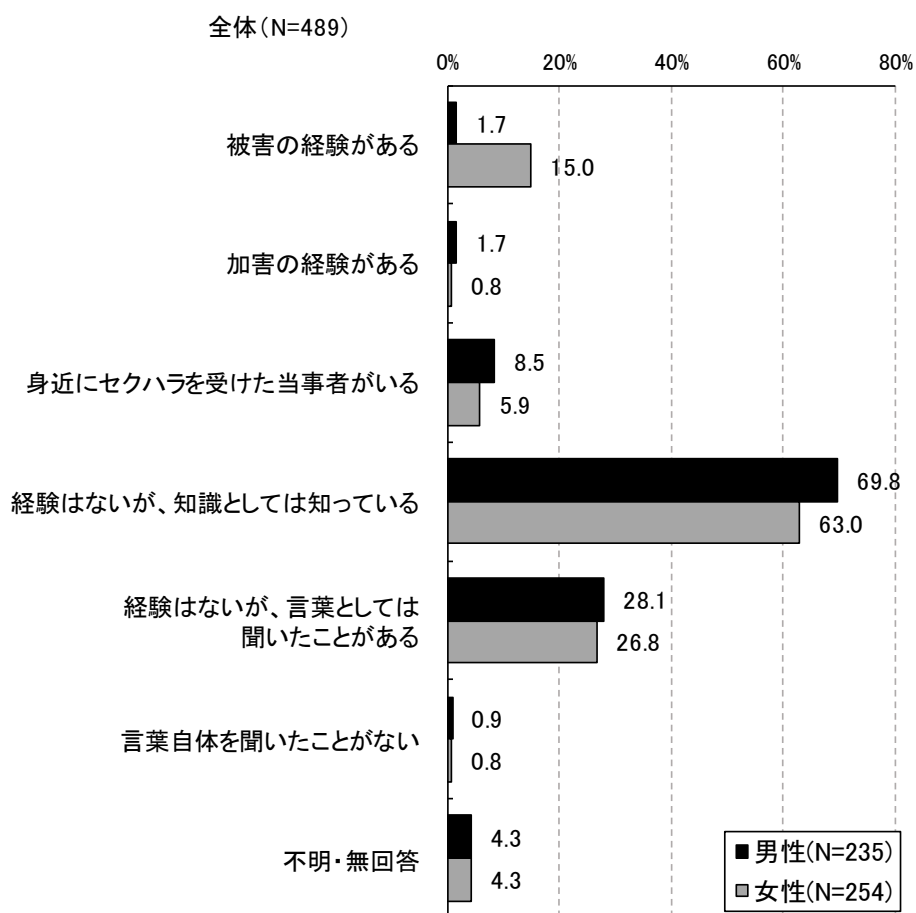
理想の生活については、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』が最も高くなっており、男性が37.0%、女性が33.9%となっています。次いで『「家庭生活」を優先したい』が高く、男性が26.8%、女性が28.0%となっています。



## (5) 人権について

### ①セクシュアル・ハラスメントの経験。(複数回答)

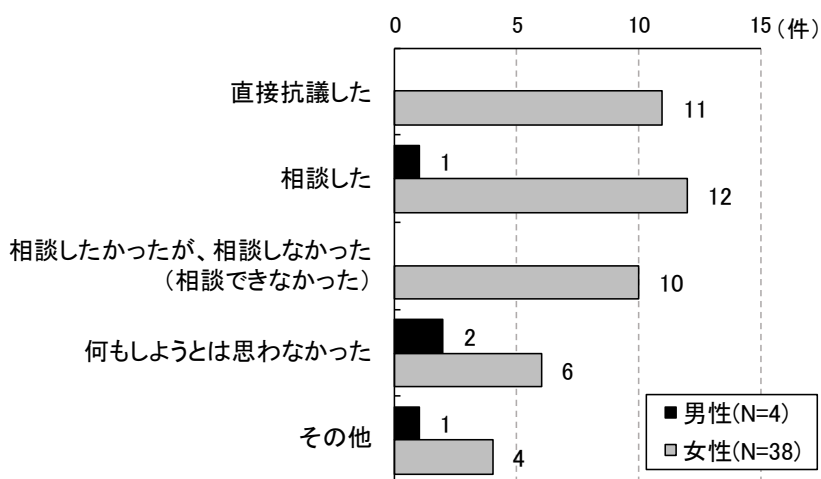
男女ともに「経験はないが、知識としては知っている」が最も高くなっており、男性が69.8%、女性が63.0%となっています。「被害の経験はある」は男性が1.7%に対して、女性が15.0%と高くなっています。



②セクシュアル・ハラスメントに対する対応。(被害の経験がある人への質問)  
(複数回答)

男性の被害は4件となっており、「相談した」が1件となっています。女性の被害は38件となっており、「相談した」が12件と最も多く、次いで「直接抗議した」が11件、「相談したかったが、相談しなかった(相談できなかった)」が10件となっています。

過年度調査との比較によると、「被害経験がある」は男女ともに増加しています。女性は「直接抗議した」が12.9ポイント、「相談した」が19.6ポイント増加しています。



■2012(平成24)年度調査との比較

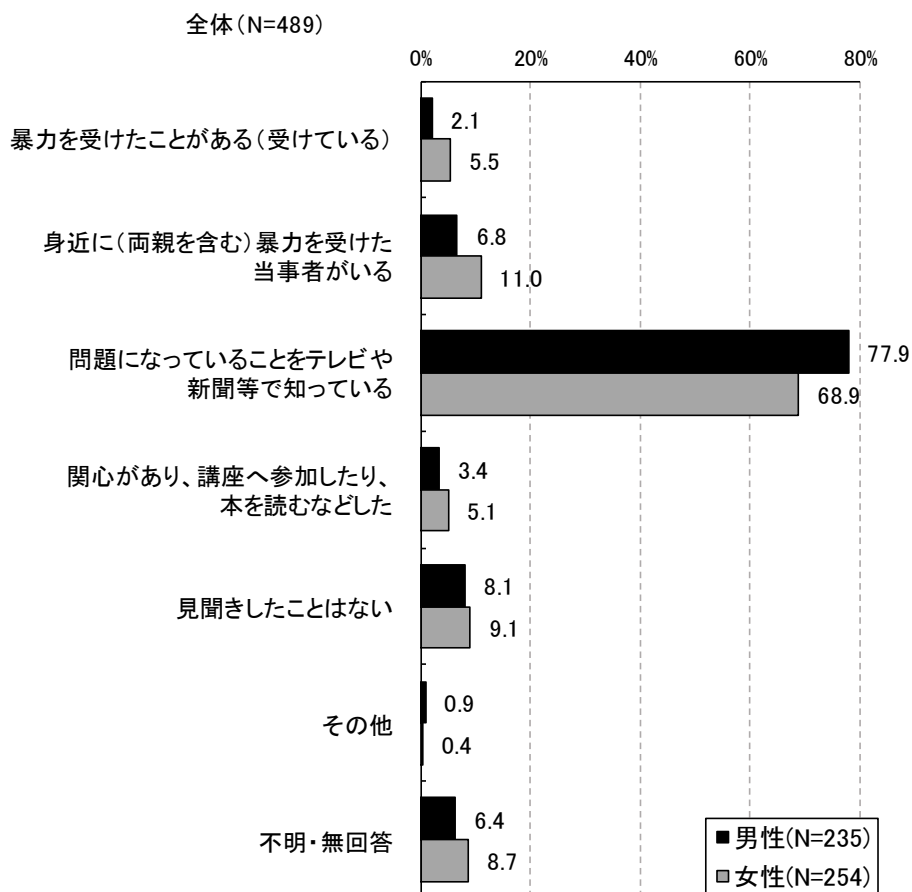
(%)

		直接抗議した	相談した	相談したかったが、相談しなかった(相談できなかった)	何もしようとは思わなかった	その他
女性	2012(平成24)年度(N=25)	16.0	12.0	36.0	16.0	0.0
	2017(平成29)年度(N=38)	28.9	31.6	26.3	15.8	10.5
男性	2012(平成24)年度(N=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	2017(平成29)年度(N=4)	0.0	25.0	0.0	50.0	25.0

### ③ドメスティック・バイオレンスの経験。(複数回答)

男女ともに「問題になっていることをテレビや新聞等で知っている」が最も高くなっており、男性が77.9%、女性が68.9%となっています。

「暴力を受けたことがある(受けている)」は男性が2.1%に対して、女性が5.5%と高くなっています。

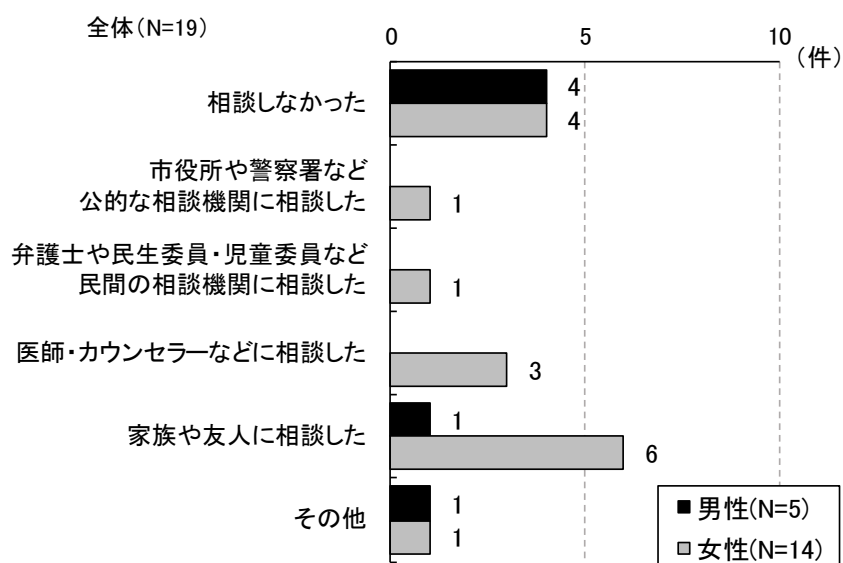


④ドメスティック・バイオレンスに対する対応。

(被害の経験がある人への質問) (複数回答)

男性の被害は5件となっており、「相談しなかった」が4件となっています。女性の被害は14件となっており、相談先は「家族や友人」が6件と最も多く、次いで「医師やカウンセラー」が3件となっています。

過年度調査との比較によると、被害件数は、男性は1件から5件に増加していますが、女性は18件から14件に減少しています。



■2012 (平成 24) 年度調査との比較

(%)

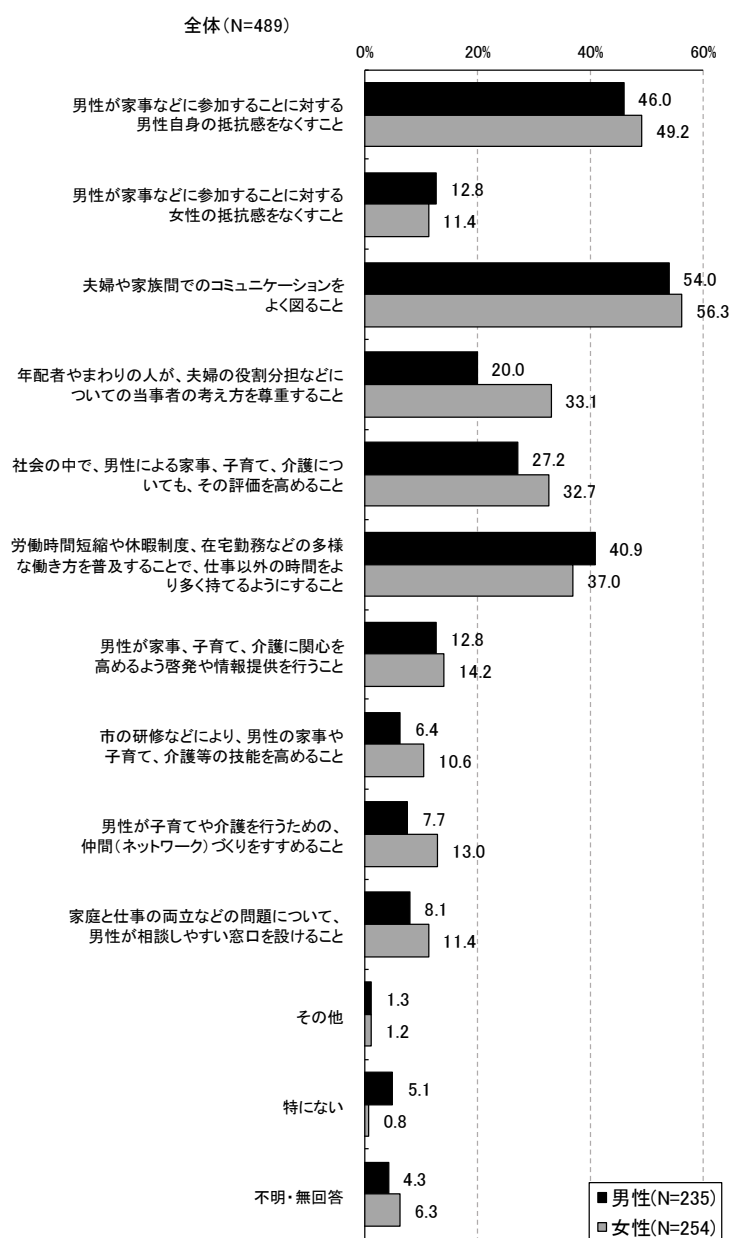
		相談しなかった	市役所や警察署など 公的な相談機関に相談した	弁護士や民生委員・児童委員など 民間の相談機関に相談した	医師・カウンセラーなどに相談した	家族や友人に相談した	その他
女性	2012 (平成 24) 年度 (N=18)	38.9	5.6	5.6	5.6	55.6	0.0
	2017 (平成 29) 年度 (N=14)	28.6	7.1	7.1	21.4	42.9	7.1
男性	2012 (平成 24) 年度 (N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2017 (平成 29) 年度 (N=5)	80.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0



## (6) 男女共同参画社会について

### ①男性が家事、子育て、介護に参加するために必要なこと。(複数回答)

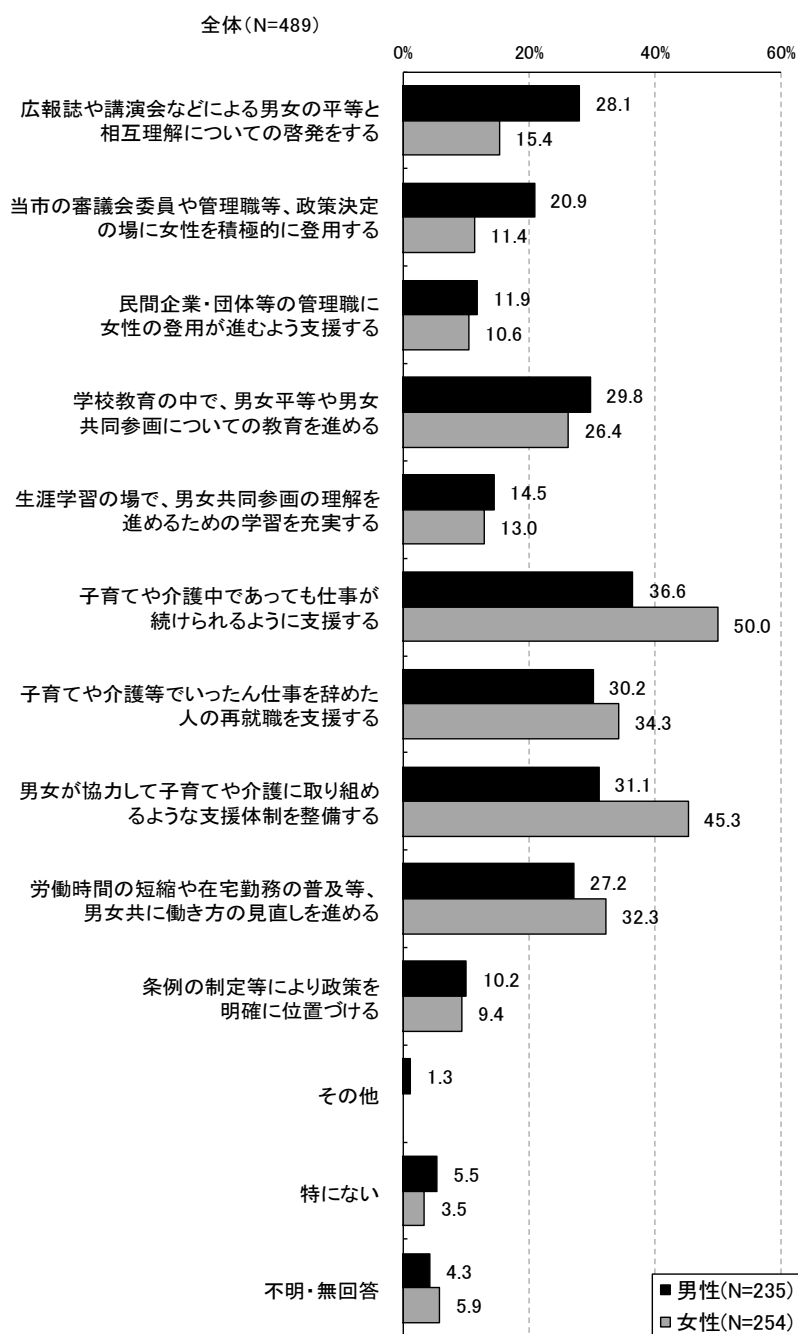
男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も高くなっており、男性が54.0%、女性が56.3%となっています。次いで、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が高くなっており、男性が46.0%、女性が49.2%となっています。次いで、「労働時間短縮や休暇制度、在宅勤務などの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が高くなっており、男性が40.9%、女性が37.0%となっています。



②男女共同参画社会の実現に向け、南丹市に注力してほしいこと。

(複数回答)

男女ともに「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する」が最も高くなっており、男性が36.6%、女性が50.0%で、女性が13.4ポイント上回っています。次いで、「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」が高くなっており、男性が31.1%、女性が45.3%で、女性が14.2ポイント上回っています。



### 3. 関連団体ヒアリングからみる現状と課題

本計画策定の基礎資料とするため、2018（平成30）年8月に市の審議会や関連団体等に文書によるヒアリング調査を実施しました。

その結果（概要）から、本市の男女共同参画に関する現状と課題を分析します。

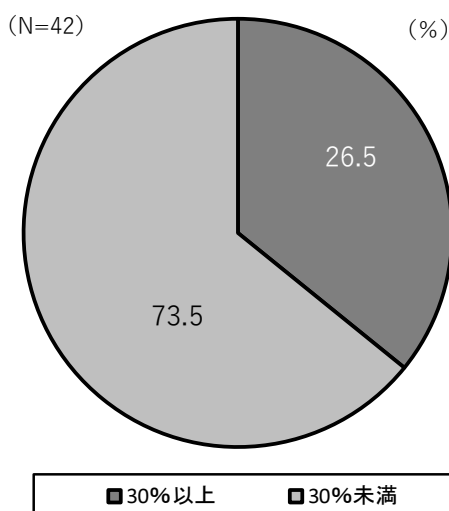
#### ■ヒアリング調査の概要

- 調査対象者：南丹市審議会、協議会、関連団体等
- 調査期間：2018（平成30）年8月2日（木）～8月31日（金）
- 調査方法：Eメール及び直接配布・回収
- 回収状況：配布数 53件／有効回収数 42件／有効回収率 79.2%

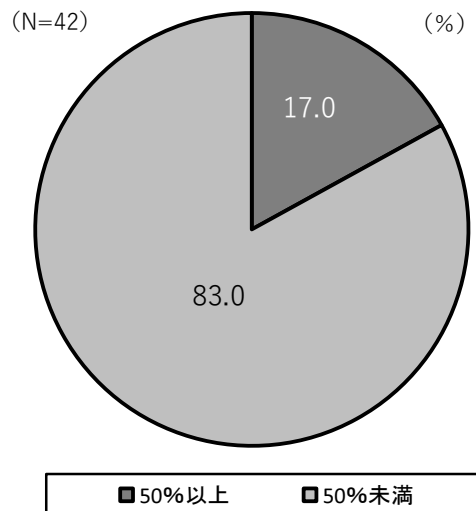
#### ①重要な内容を決定する場に女性が占める割合。（単数回答）

重要な内容を決定する場で、女性の人数が3割以上を占める団体は、26.5%となっています。女性が5割以上を占める団体は、17.0%となっています。

■女性が占める割合（30%を基準）



■女性が占める割合（50%を基準）

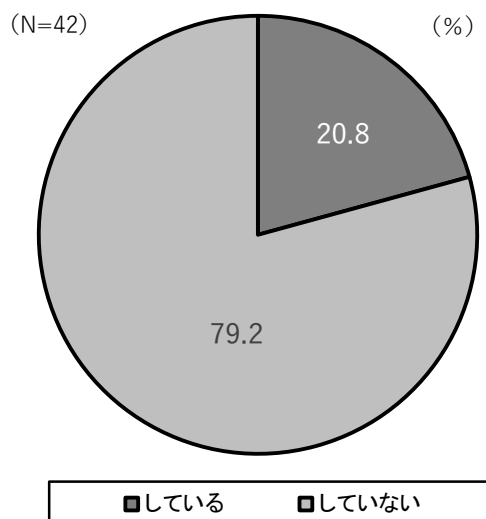


※回答結果の割合「%」は回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

※グラフの「N数（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

## ②女性の活躍推進のために対策や工夫をしているか。(単数回答)

対策や工夫を「している」と答えた団体は20.8%、「していない」は79.2%となっています。



### 【主な対策や工夫】(「している」と答えた団体の回答)

- 委員を公募し、広く参画を募っている
- 特定の委員を、女性から選出している
- 講演会事業等で託児を引き受けている
- 女性団体に対して委員(の受諾)を依頼している



- ③各団体において、女性の活躍を推進するために障害となっていること、または改善すべきこと。(自由記述)

<b>【主な回答】</b>
○ 関連団体の代表や地域の代表（区長等）が委員になることが多く、それらに男性が多いことから、団体の構成も男性に偏りがち。
○ あて職が多く、市民公募ができていない。
○ 専門知識を要する団体のため、構成メンバーが限られる。

- ④南丹市の男女共同参画推進の取組について、評価できる点と不足している点。(自由記述)

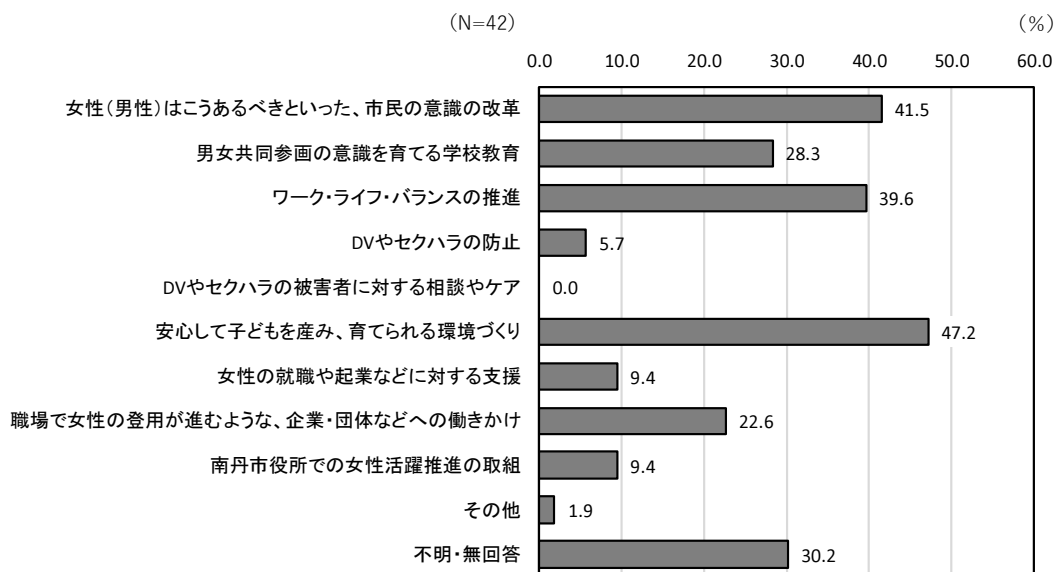
<b>【主な回答 ー評価できる点ー】</b>
○ 「南丹市男女共同参画行動計画」や「南丹市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいること。
○ 定期的に調査・ヒアリングを行っている。
○ 南丹市女性ネットワーク会議等が中心となり、フォーラムの開催などで男女共同参画についての意識を高め、市民相互の交流やネットワークの輪を広げている。
○ 各審議会においては、市民公募等により、女性委員の就任が増加している。少しずつ女性の参画が増え、意見を出せる体制になりつつある。
○ 「男らしさ」「女らしさ」にとらわれることなく、子ども自身の個性や能力を伸ばしていこうという指導を学校教育現場において検討・実践されている。
○ 制度的にも金銭的にも手厚い子育て支援。
○ 男性や子どもの視点から、男女共同参画の理解の促進を挙げている。
○ 継続された活動により、市民の理解を求めているところ。

<b>【主な回答 ー不足している点ー】</b>
○ 方針を示し計画的に進めているが、それぞれの担当課や団体等の自主的な取組に委ねているところが見受けられる。
○ フォーラム等が開催されるものの、参加者が少なかったり、固定化されたりして、市民全体に浸透していない。
○ 一般的な風潮として、家事・育児は女性に任せきりになっているかもしれない。
○ 「男女共同参画行動計画」の施策や目標等、内容の周知が不足している。
○ 保育現場での男性の登用数。
○ PRや広報をもっと積極的に行い、さらに活動を広げてほしい。

⑤南丹市の男女共同参画を推進するために、特に重要だと思われる点。

(単数回答)

「安心して子どもを産み、育てられる環境づくり」が47.2%と、最も多くなっています。次いで、「女性(男性)はこうあるべきといった、市民の意識の改革」が41.5%、「ワーク・ライフ・バランスの推進」が39.6%となっています。



⑥いまの社会で男女共同参画の推進を阻害している、または男女共同参画の考えに反していると思われること・もの・状況など。(自由記述)

【主な回答】

- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等について根本的な解決に寄与する体制づくりができていない。男女が共同して社会参画でき、だれもが活躍できる社会の構築を阻んでいる。
- テレビや雑誌等で紹介する内容が、男女の役割が固定化されるものが多い。
- 各委員会に女性が参加することで、社会(地域)の情勢を女性が知ることができる。また、(女性の)意見を聞くことによって、様々な目線での考え方が必要となり、男性にとっても女性の参画をよかったと認めていただけるようになってほしい。
- 女性の管理職登用の数値目標が設定されているが、それぞれの女性の能力、生活環境等により、ワーク・ライフ・バランスが図れなくなり、仕事を辞職するケースもあると思う。それぞれの能力、環境、意志を確認しながら、登用には注意をいただきたい。
- 仕事において、男女に割り当てられる業務に差がある。

<p><b>【主な回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男として」「女として」といった固定概念が根強く残っている。全国の祭りなどの地域行事の中で、男性のみ参加可の条件が課されているものが残っている。</li> <li>○ 育児や保育に携わる者の大半が女性であり、家庭の中での育児や保育現場の状況を見ると、固定的性別役割分担意識は根強く残っている。</li> <li>○ 社会的な女性の役割が固定化されており、家庭内、地域内での教育もそれに沿うものとなっている。</li> <li>○ 核家族化が進んだことで、これまであった子どもを育てる環境が整っていない。保育所の受け入れ問題や非正規職員の増加など様々な要因が関連してきている。</li> <li>○ 計画が策定された 2009 年と比較すると、様々な啓発事業やマスメディア等の影響もあり、役割分担や働き方にも柔軟性が出てきているように感じる。</li> </ul>
---

⑦その他、自由意見。

<p><b>【主な回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南丹市の女性管理職の割合が少なく感じる。女性の管理職への登用を積極的に進めるべき。</li> <li>○ 男女ともに子育てをしやすい環境づくりが、いちばん大切。</li> <li>○ お互いの人権が尊重される世の中であってほしいと思う。協議会等で意見が自由に出世、身近なところで形になっていくことは、大変すばらしいこと。</li> <li>○ 「男女雇用機会均等法」の施行から、職場の環境も改善されてきた。女性が働く場も、多岐にわたる。ただ、部下の努力や活躍を讃えず自分の成果とする人もいる。女性の参画だけでなく、個人を尊重し合うことが基本だと思う。</li> <li>○ それぞれが男女共同参画の意味（内容）を深く理解するためには、広報紙等での啓発をよりいっそう行っていただければよい。</li> <li>○ 生涯学習活動の機会として、参加型の研修やビデオなど先進的な取組の開発が今後も期待される。</li> <li>○ 地域から選出される区長さんについて、女性が選出されてもいいのではないか。そんな環境があれば、新しい風が吹く気がする。</li> </ul>
---

## 4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ

市役所庁内における前計画の検証・評価や関連団体に対するヒアリング調査、市民意識調査の結果などから、前計画の成果と本計画の策定に向けた課題を、前計画の施策体系に沿って考察します。

### ■基本目標 1 男女平等の意識づくり

#### 【成果】

- 広報なんたんやホームページ、映画上映や講演会等を通じ、啓発活動を定期的に実施
- 男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、現状と課題を分析

#### 【課題】

- 幼稚園など早期からの男女共同参画に関する教育の充実
- 男女共同参画に関する生涯教育の充実
- 広報・啓発のいっそうの充実

男女共同参画社会の実現には、男女の人権を尊重する意識の醸成が不可欠です。広報・啓発活動は継続的に実施していますが、市民意識調査では生活の様々な場面で男性が優遇されているとの意見が依然として多くなっています。

また、「男女平等の社会にするために必要なこと」という質問に対しては、男女とも、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

関連団体ヒアリングにおいても、「家事や育児は女性任せきりになっている」「地域行事の中で、男性のみ参加できるものが残っている」などの意見がみられることから、いっそうの広報・啓発活動により、偏見や固定的な性別役割分担意識を解消する必要があります。



## ■基本目標2 あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

### 【成果】

- 男性に向けた料理教室の開催など、家庭における男女共同参画を支援
- 女性消防隊や消防団女性分団の組織化などにより、地域防災面での女性参画が進展
- 審議会などでの委員公募制度により、女性の登用が進展

### 【課題】

- 防災対策における男女共同参画の推進
- 市役所における政策・方針決定の場への、女性参画のいっそうの推進
- 審議会・委員会等への女性参画のいっそうの推進
- 男女共同参画への男性の理解促進

市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用は一定の進展がみられますが、団体ヒアリングの結果をみると、重要な内容を決定する場に女性が占める割合が30%未満の審議会や団体は73.5%と、いまだ多くは男性優位の状況にあるため、いっそうの女性登用の推進が必要です。

また、市民意識調査では、女性が地域のリーダーになるために必要なこととして男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっており、男女共同参画に対する男性の理解促進・意識改革も重要となっています。

## ■基本目標3 労働における男女平等の推進

### 【成果】

- 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、市内の女性登用やワーク・ライフ・バランス実現に注力
- 保育所や幼稚園における一時預かりや早朝保育・延長保育などにより、保護者が働きやすい環境を整備

### 【課題】

- 市役所及び市内の事業所等でのワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性の再就職や多様な働き方実現に向けた支援や環境整備
- 市内における女性管理職候補の育成
- 子育て支援策のいっそうの充実

市内においては、特定事業主行動計画に基づいて重要な地位への女性の登用やワーク・ライフ・バランスの推進を計画的に行っていますが、まだ目標値とは隔たりがある項目もあります。

また、市民意識調査では、仕事以外の活動の支障になっていることとして男女とも

に「仕事が忙しい」と答えた人が最も多く、育児休業や介護休業も十分に取得できていない状況が明らかとなっています。

団体ヒアリングの結果をみても、男女共同参画を推進するために特に重要な点として、「安心して子どもを産み、育てられる環境づくり」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」などがあげられており、庁内はもとより市内の事業所においても、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、働きかける必要があります。

## ■基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

### 【成果】

- 市民後見人養成講座の実施
- 障害者就労支援ネットワーク会議による共同受注窓口の設置を支援するなど、障がいのある人の自立支援策を実施
- 妊婦とその夫に対する「パパママ教室」を実施し、男性（パパ）の参加が徐々に増加

### 【課題】

- 権利擁護事業のいっそうの推進
- 高齢者や障がいのある人を社会で支える体制の整備
- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの防止と、被害者に対する支援
- ひとり親家庭、困窮家庭に対する支援の充実

市民意識調査によると、セクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスについては、少数ながら男女ともに被害の経験者があり、その多くがだれにも相談せずに済ませている実態が明らかとなっています。

このため、被害の防止に向けた広報・啓発を引き続き行っていくことに加え、被害者に対する相談・支援体制をいっそう充実させる必要があります。

ひとり親家庭、中でも母子家庭が増加傾向にあることから、経済的な課題を含めたひとり親家庭に対する相談・支援策の充実も重要な課題となっています。

# 第4章 計画の方向性

## 1. 本計画の基本理念

本市では、「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を将来のイメージ像に据え、総合的なまちづくりを推進しています。

本計画は、これを踏まえ、だれもが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる男女共同参画社会の実現を目指すものであり、本計画の基本理念を以下のとおり定め、具体的な施策を展開します。

### 基本理念

だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市

## 2. 基本目標

本計画では、前計画との継続性・整合を図るとともに、近年の社会情勢の変化や前章で検証した現状や課題に基づき、重要な視点を次の4つの基本目標ごとに整理し、施策を推進していきます。

基本目標 1	男女共同参画の意識づくり	広報・啓発活動や、教育機関や生涯学習を通じて、男女共同参画の意識の浸透と醸成に努めます。
基本目標 2	地域のあらゆる場における男女共同参画の推進	家庭や地域社会など、様々な場で男女共同参画が進展するよう、市民との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。
基本目標 3	働く場における男女共同参画の推進	職場における女性活躍の推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て支援策の充実などに努めます。
基本目標 4	安心・安全な男女共同参画社会づくり	高齢者や障がいのある人の自立支援や、市民の健康づくりの支援、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力の防止などにより、だれもが安心して暮らせる男女共同参画社会づくりを目指します。

### 3. 施策の体系

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を達成するための重点課題と施策の方向を次のとおりとします。

基本目標	重点課題	施策の方向	
<b>▲</b> <b>【基本理念】</b> <b>だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく、きらめく、まち南丹市</b> <b>▼</b>	1 男女共同参画の啓発	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供	
	1 男女共同参画の意識づくり	2 男女共同参画に関する学習の推進 3 男女の人権の尊重	(1) 幼児期教育や学校教育等の推進 (2) 家庭における教育の推進 (3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進  (1) 互いの人権を尊重する意識の醸成 (2) メディアにおける人権尊重の推進
	2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進	1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進 2 庁内における男女共同参画の推進 3 様々な分野での男女共同参画の推進	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進 (2) 地域社会における男女共同参画の推進 (3) 防災対策における男女共同参画の推進  (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 女性の職域拡大と人材育成  (1) 女性のチャレンジ支援の推進 (2) 女性団体等の活動支援の推進 (3) まちづくりにおける男女共同参画の推進
3 働く場における男女共同参画の推進	1 職場における男女共同参画の推進 2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援 3 自営業における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画に配慮した職場環境の整備 (2) 職場のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた取組  (1) 多様な働き方ができる就業環境の整備 (2) 子育て支援策等の充実  (1) 方針決定過程への女性の参画促進 (2) 就業条件と環境の整備	
4 安心・安全な男女共同参画社会づくり	1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実 2 生涯を通じた健康支援 3 あらゆる男女間の暴力の根絶	(1) 高齢者・障がいのある人への自立支援の充実 (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実 (3) ひとり親家庭への支援体制の充実  (1) 男女の健康管理対策の推進 (2) 生涯を通じた健康づくりの支援  (1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (2) 相談支援体制の充実 (3) 被害者の保護・自立のための支援 (4) 加害者に対するカウンセリング等の支援	

# 第5章 計画の内容

## 基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

### ■重点課題 1 男女共同参画の啓発

男女共同参画を推進するためには、その意義や重要性、理念や目標などについて、市民が理解を深め、認識を共有することが重要です。

このため、市が展開する様々な媒体やフォーラム・講演会・講座などを通じて、男女の人権を尊重する意識の醸成に努めます。

また、市の男女共同参画推進についての取組やその進捗状況について、広く市民に情報を公開します。

#### (1) 広報・啓発活動の推進

番号	具体的施策	施策の内容
1	多様な媒体を利用した情報提供	○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。
2	講演会・講座等の開催	○ 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの一週間）に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。 ○ 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座や、男性向けの育児教室・料理教室などを開催します。
3	「特定事業主行動計画」の進捗状況の公開	○ 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の進捗状況を定期的に調査し、多様な媒体を活用して公開します。

## (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

番号	具体的施策	施策の内容
4	男女共同参画に関する調査・研究	○ 男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取組状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。
5	男女共同参画に関する情報の収集・提供	○ 国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な事業所や組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への情報提供に努めます。

## ■重点課題2 男女共同参画に関する学習の推進

市民意識調査の結果をみると、「女性を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が、男女共同参画社会の実現に重要であるとの意見が最も多くなっています。

このため、幼児期から人権意識が根付くよう配慮するなど、男女共同参画の視点に基づき教育を推進します。

また、PTA 活動などを通じて家庭に働きかけたり、生涯学習に男女共同参画の視点を盛り込むなど、地域全体に男女共同参画の意識が浸透するよう努めます。

### (1) 幼児期教育や学校教育等の推進

番号	具体的施策	施策の内容
6	一人ひとりの人権を尊重する教育の推進	○ 「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者（教職員など）の研修機会を提供し、就学前から計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。
7	保育所、幼稚園、認定こども園、学校等での男女共同参画教育の推進	○ 幼児期から男女共同参画の意識が根付くよう、年齢に応じた保育、指導、教育を行います。
8	性別にとらわれない進路・生徒指導の推進	○ 望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取組であるキャリア教育（職場体験活動など）を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に進路を選択できるよう、教育活動を継続して推進します。

## (2) 家庭における教育の推進

番号	具体的施策	施策の内容
9	家庭における学習の推進	○ 家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女共同参画に関する教育の推進に努めます。

## (3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進

番号	具体的施策	施策の内容
10	生涯学習における男女共同参画の啓発	○ 文化・スポーツ施設や公民館等で行われる文化活動やスポーツなどの生涯学習の場を活用し、男女共同参画に関する教育の推進に努めます。

## ■重点課題3 男女の人権の尊重

男女共同参画を推進するためには、性別に関わりなく、人が互いの人権を認め合い、尊重し合うことが重要です。

このため、様々な媒体や機会を通じて人権意識高揚に向けた啓発を行うとともに、人権や男女共同参画の理念に配慮した情報発信に努めます。

### (1) 互いの人権を尊重する意識の醸成

番号	具体的施策	施策の内容
11	人権啓発の取組	○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取り組みとして、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。 ○ LGBTなど性的少数者の人権擁護のため、多様な媒体を活用しながら、理解促進に努めます。

## (2) メディアにおける人権尊重の推進

番号	具体的施策	施策の内容
12	男女共同参画を進めるための表現の浸透	○ 公的機関の発行する刊行物が、男女共同参画の視点から適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。
13	メディアを正しく読み解く力の養成	○ 市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うため、学習機会の提供に努めます。



## 基本目標 2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

### ■重点課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

家庭や地域での男女共同参画推進のためには、固定的な性別役割分担を解消するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進して、だれもが家事や子育て、地域活動などに参画しやすい環境を整えることが重要です。

このため、性別に関わりなくだれもが家庭や地域社会の担い手となれるよう啓発に努めるとともに、育児・介護休業制度の周知や取得促進に向けた取組を推進します。

#### (1) 家庭生活における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
14	家庭生活における男女共同参画の推進	○ 固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。
15	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発	○ 男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担う環境を整えるため、育児・介護休業制度の周知とそれらの積極的な取得について、啓発を行います。

#### (2) 地域社会における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
16	地域活動における男女共同参画の推進	○ 地域の自主的な取組を支援するとともに、男女がともに地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ○ 自治会やPTA、自主防災組織などの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。

### (3) 防災対策における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
17	防災活動・災害復興対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性別等によるニーズの違いなど、様々な立場の人に配慮した防災・災害復興対策を推進します。</li> <li>○ 家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、男女共同参画の視点による防火、防災・減災対策を推進します。</li> </ul>

## ■重点課題2 庁内における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

本市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用は、ある程度進展しているものの、まだ十分とはいえない状況です。

このため、市政の重要な決定をする場への女性の登用をいっそう進めるとともに、性別に関わりなくだれもが個性と能力を発揮して活躍できるよう、研修などを通じた人材育成と、働きやすい職場環境の整備に努めます。

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

番号	具体的施策	施策の内容
18	審議会などの委員への女性の参画促進	○ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用枠の拡大と登用の促進に努めます。
19	公募制度の導入促進	○ 市政によりいっそうの民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。
20	女性の地位向上の促進	○ 研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%以上となるよう努めます。

## (2) 女性の職域拡大と人材育成

番号	具体的施策	施策の内容
21	女性の職域拡大と人材育成及び、管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の職域拡大及び能力開発をいっそう推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。</li> <li>○ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。</li> </ul>

## ■重点課題3 様々な分野での男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

男女共同参画推進のためには、女性自身が経済力・知識・技術を身に付け、自立した生活が送れるようになることが重要です。

このため、女性の就職・再就職に向けた情報提供や相談支援、女性の自発的な活動に対する支援などを通じて、女性の自立と能力発揮の場づくりに努めます。

また、まちづくりにおいて女性の活躍の場が拡大されるよう、人材育成や学習機会の提供などを行います。

### (1) 女性のチャレンジ支援の推進

番号	具体的施策	施策の内容
22	職業能力などを開発するための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報、学習機会を市役所及び各支所において提供するとともに、相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。</li> </ul>
23	再就職希望者に対する情報提供や講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再就職希望者に対し、公共職業安定所など関係機関との連携のもと、就職活動に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。</li> </ul>

## (2) 女性団体等の活動支援の推進

番号	具体的施策	施策の内容
24	女性の交流、活動への支援	○ 広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動が行え、広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。
25	男女共同参画推進拠点の確立	○ 女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。

## (3) まちづくりにおける男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
26	地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進	○ 地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、南丹市まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。

## 基本目標 3 働く場における男女共同参画の推進

### ■重点課題 1 職場における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

女性の自立のためには経済的な基盤が必要ですが、働く場での男女間の格差は完全に解消されたとはいえず、職場での男女共同参画が実現するよう、行政としても支援や事業者等に対する働きかけが必要です。

このため、就業に関する法令等の理解促進に努めるとともに、就業や労働に関する相談支援や、女性が働きやすい環境づくりに向けた啓発等を行います。

職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは重大な人権侵害であり、その根絶に向けた庁内の研修や、民間事業者等への啓発、被害者への相談支援などに取り組みます。

#### (1) 男女共同参画に配慮した職場環境の整備

番号	具体的施策	施策の内容
27	「男女雇用機会均等法」等の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」等の周知を図るため、様々な広報媒体を活用した啓発活動に努めます。</li> <li>○ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進や待遇の改善に向けての啓発を行います。</li> </ul>
28	非正規労働者などの就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な広報媒体を活用し、非正規労働者が不当な扱いを受けることがないように、関連法規や相談窓口等の広報を行います。</li> </ul>
29	就労や労働に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な広報媒体を活用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。</li> <li>○ 京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。</li> </ul>
30	働く女性への妊娠中・出産後の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起らないよう、啓発を行います。</li> </ul>
31	「一般事業主行動計画」の策定促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。</li> </ul>

(2) 職場のセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、パワー・ハラスメント(パワハラ)等の防止に向けた取組

番号	具体的施策	施策の内容
32	庁内におけるセクハラ、パワハラ等の防止に向けた取組	○ 市役所庁内においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等が発生しないよう、セミナーや説明会等を通じて啓発を行います。
33	セクハラ、パワハラ等の防止に向けた事業所等への啓発	○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、市内の事業所等に啓発を行います。
34	セクハラ、パワハラ等の被害者に対する相談・支援体制の充実	○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の被害者に対し、関係機関・団体等と連携しながら、相談・支援体制の充実に努めます。

■重点課題2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援

※「女性活躍推進法」関連項目

家庭や地域活動等において男女共同参画を推進するためには、性別を問わず家事や育児・介護・社会活動等に参画できるよう、社会全体で支える必要があります。このことは、女性が働き続けるためにも重要な要素となります。

このため、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行うとともに、子育て支援策の充実などによってワーク・ライフ・バランス推進に努めます。

(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

番号	具体的施策	施策の内容
35	仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	○ 市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。
36	育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	○ 女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。
37	多様な就労形態の普及	○ 時短勤務や自宅勤務など多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。 ○ 多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。

(2) 子育て支援策等の充実

番号	具体的施策	施策の内容
38	子育て支援の拠点施設の充実	○ 子育て支援の拠点である南丹市子育てすこやかセンターにおいて、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、保護者の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。
39	多様な保育サービスの充実	○ 多様化する保護者の就労状況や病気、育児疲れなど、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。
40	子育て支援制度の充実	○ 育児疲れで子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。 ○ ファミリー・サポート・センター事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実を図ります。
41	児童虐待防止策の充実	○ 乳幼児や児童・生徒等に対する虐待の早期発見・早期対応に向け、多様な媒体を活用した広報を行うとともに、被害者や課題者に対する相談体制の充実に努めます。

### ■重点課題3 自営業における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

家族経営の農林業や自営業等は男女共同参画に関する法整備などの影響を受けにくいため、この分野での男女共同参画推進には、固定的な役割分担意識の解消に向けた積極的な働きかけが重要となります。

このため、経営への女性の参画を促進するための取組や、女性の経営能力の向上、女性の労働条件の改善のための施策を展開し、自営業においても男女共同参画が推進されるよう努めます。

#### (1) 方針決定過程への女性の参画促進

番号	具体的施策	施策の内容
42	家族経営協定の普及	○ 京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思に基づいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。
43	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	○ 各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会などを行います。

#### (2) 就業条件と環境の整備

番号	具体的施策	施策の内容
44	農業や自営業などにおける労働条件の改善のための啓発	○ 労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。



## 基本目標 4 安心・安全な男女共同参画社会づくり

### ■重点課題 1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実

高齢者や障がいのある人の介護や支援は女性に負担が偏りがちな現実があることから、女性の自立と男女共同参画の推進のためには、地域社会全体で高齢者や障がいのある人を支える体制づくりが重要です。

このため、高齢者や障がいのある人の自立に向けた支援や、福祉サービスを充実させることにより、女性の負担の軽減を図り、女性が働きやすい環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

また、ひとり親家庭は経済的に困難な状況にある傾向がみられることから、生活の安定と自立促進に向けた支援の充実を図ります。

#### (1) 高齢者・障がいのある人への自立支援の充実

番号	具体的施策	施策の内容
45	高齢者・障がいのある人などの生きがいづくりのための支援	○ 高齢者、障がいのある人などが住み慣れた地域で充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと広報・啓発活動に努めます。
46	高齢者・障がいのある人などの就労支援	○ シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした就労促進や、障がいのある人の自立や能力向上を進めるための就労支援策の充実に努めます。 ○ 高齢者雇用対策の推進や、障がいのある人の就労促進に向け、企業などへの働きかけや、就労希望者に対する就労情報の提供を行います。 ○ 市役所庁内において、障がいのある人の雇用率向上に努めます。
47	高齢者・障がいのある人などの生活の場の拡充	○ 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、グループホームなど生活の場の拡充に努めます。

## (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実

番号	具体的施策	施策の内容
48	権利擁護の推進	○ 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人などが、地域において安心して自立した生活が送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の周知・啓発に努め、相談・支援ができる体制づくりを推進します。
49	各種福祉サービスの充実	○ 介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がいのある人などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。
50	介護に携わる人材の育成	○ 介護職員初任者研修受講者支援事業の実施や、介護福祉士の資格取得に必要な研修・講習会等の受講に対する支援などを通じ、人材の確保や育成・資質向上を図ります。 ○ 人材育成に積極的な福祉事業所を府が認証する、きょうと福祉人材育成認証制度への登録や認証取得への取組を、市内の介護保険事業者等に対し啓発・促進します。
51	相談体制の充実	○ 福祉事務所に配置している専門相談員や、各町に市から委嘱し配置されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）とも連携するなど、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動を積極的に行います。

## (3) ひとり親家庭への支援体制の充実

番号	具体的施策	施策の内容
52	自立促進に向けた支援の充実	○ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費や児童扶養手当、母子家庭奨学金の助成などの支援を行います。
53	相談体制の充実	○ ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。

## ■重点課題2 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことは、性別に関わりなくだれもが社会で活躍するための最も重要な条件といえます。

特に女性特有の疾病や、妊娠・出産に伴う心身の変化・変調に対して支援することは、女性の活躍や自立促進のために欠かせない要素です。

このため、女性の妊娠・出産に関する男性も含めた保健指導や、性別を問わず生涯を通じた健康づくりを支援し、だれもが健やかに社会参加できる環境づくりに努めます。

### (1) 男女の健康管理対策の推進

番号	具体的施策	施策の内容
54	妊娠・出産に関する保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援やパパママ教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく子どもの父親やその家族にも教育、啓発に努めます。</li> <li>○ 妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。</li> </ul>
55	不妊に関する相談などの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。</li> </ul>

### (2) 生涯を通じた健康づくりの支援

番号	具体的施策	施策の内容
56	健康づくりのための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯にわたる健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。</li> <li>○ メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。</li> <li>○ 子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及させ、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。</li> </ul>

番号	具体的施策	施策の内容
57	過度なアルコール摂取や喫煙の危険性の啓発と、薬物乱用防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過度なアルコール摂取や喫煙の危険性について、多様な媒体を活用して啓発に努めます。</li> <li>○ 薬物乱用の危険性についての啓発や教育など、薬物乱用の根絶に向けた取組を推進します。</li> </ul>
58	心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門職による個別相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談、訪問を継続して実施します。</li> </ul>
59	性と生殖に関する意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。</li> </ul>

### ■重点課題3 あらゆる男女間の暴力の根絶

※「DV防止法」関連項目

親しい男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）には身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的に追い詰める行為も含まれますが、いずれも重大な人権侵害であり、根絶へ向けた地道な取組が必要です。

このため、様々な機会を通じてドメスティック・バイオレンス防止の教育・啓発を行うとともに、被害者を救済するための支援策の充実を図ります。

また、加害者を根絶しない限りドメスティック・バイオレンスはなくなるということから、加害者に対するカウンセリングなど、再発防止に向けた取組を推進します。

#### （1）配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

番号	具体的施策	施策の内容
60	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドメスティック・バイオレンスの防止に向けて府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行い、参加者増に努めます。</li> <li>○ ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、多様な媒体を活用して啓発に努めます。</li> </ul>
61	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園や学校等の人権教育の一環として、ドメスティック・バイオレンスやデートDVの防止に向けた教育を行います。</li> </ul>

## (2) 相談支援体制の充実

番号	具体的施策	施策の内容
62	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カード（相談先などを記載したカード）の作成を行うとともに、女性相談事業や警察など関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。</li> <li>○ 男性でも相談しやすい環境の整備に努め、男性の被害者も積極的に相談するよう、啓発に努めます。</li> </ul>

## (3) 被害者の保護・自立のための支援

番号	具体的施策	施策の内容
63	被害者の保護・自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の民生委員・児童委員をはじめ、人権や地域福祉等に関わる団体や個人などとも連携して、ドメスティック・バイオレンスの被害者の早期発見と未然防止に努めます。</li> <li>○ 被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。</li> <li>○ ハローワークなどを活用するなど、就労に関する情報提供を行います。</li> <li>○ 経済的に困窮している人に対し、適切な制度の運用による支援を行います。</li> </ul>

## (4) 加害者に対するカウンセリング等の支援

番号	具体的施策	施策の内容
64	加害者に対する再発防止に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、カウンセリングなどの適切な支援を行い、再発の防止に努めます。</li> </ul>

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

---

#### (1) 庁内の推進体制

本計画を円滑かつ着実に実行し、あらゆる分野にまたがる男女共同参画に関する課題の解消を進めるためには、庁内の各部署・各機関が相互に連携した全庁的な取組が必要です。

このため、各部署間の連携・調整を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

#### (2) 関係機関・関係団体との連携

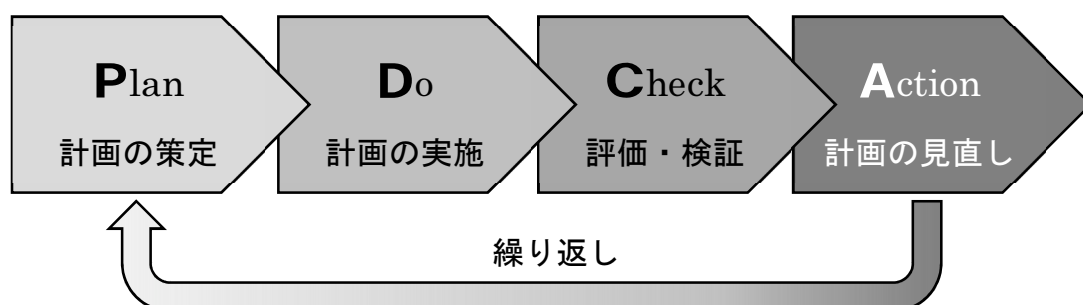
本計画の推進に当たっては、国・県をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制の維持・強化を図りつつ、各施策の円滑かつ着実な推進に努めます。

また、市内の事業所やボランティア団体などの自発的な男女共同参画推進活動を支援するとともに、それらの機関・団体との相互協力体制により、市民の男女共同参画意識の向上のための取組を推進します。

### 2. 計画の進捗管理と評価

---

本計画はPDCAサイクルに基づき、毎年度、担当課が中心となって各施策の進捗状況を評価・再検討し、次年度の取組に反映させます。また、南丹市男女共同参画社会推進委員会の意見具申なども反映させて、必要に応じて適宜、本計画の見直しを行います。



# 資料編

## 1. 用語解説

---

ア

### ●一般事業主行動計画

「女性活躍推進法」で従業員 301 人以上の事業主に策定が義務づけられた（従業員 300 人以下の事業主は努力義務）、女性の活躍を推進するための行動計画のこと。

カ

### ●家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族が話し合っって農業の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について取り決めを行うこと。

### ●京都ジョブパーク

京都市南区にある、京都府の総合就業支援拠点。労働者団体や経営者団体をはじめ、多くの関係機関や団体と一緒に、働きたい人の就労を支援する施設。

### ●合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生む子どもの数のこと。

### ●固定的性別役割分担意識

性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。

サ

### ●参画

ものごとの計画段階から主体的に関わること。

### ●性的少数者

性のあり方や性的指向が多数派とは異なる人のこと。同性愛、両性愛、性同一性障がいの人などを含む。性的マイノリティともいう。LGBTの項も参照。

### ●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。立場の利用や性差別の上に成り立っていることが多く、特に雇用の場で問題となっている。略して「セクハラ」ということもある。妊娠や出産を理由に相手に不愉快な発言をしたり、解雇など不当な扱いをする「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」を、セクシュアル・ハラスメントに含むこともある。

### ●「男女共同参画社会基本法」、男女共同参画社会

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999（平成11）年6月23日に公布、施行された法律。

この法律で男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

### ●デートDV

交際中のカップルの間での暴力のこと。「ドメスティック・バイオレンス」の項も参照。

### ●ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。Domestic Violenceの頭文字をとって、「DV」ということもある。交際中のカップルの間での暴力を「デートDV」ということもある。最近では、女性から男性に対して行われるドメスティック・バイオレンスも問題となっている。



## ナ

### ●南丹市特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「南丹市特定事業主行動計画」(2010(平成22)年策定)に、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を組み込み、新たに「南丹市特定事業主行動計画」として改訂。特定事業主とは、国や地方公共団体等のことをいう。

### ●南丹市まちづくりデザインセンター

南丹市園部町にある、地域課題の解決や地域活性化を図るための拠点施設。南丹市を中心に活動しているNPOやボランティア団体などを総合的に支援するとともに、市民活動に関心のある人や、これから活動を始めた人への情報発信や活動の機会を提供している。

## ハ

### ●パワー・ハラスメント

職場での上下関係など職務上の地位や、人間関係などの優位性を背景に、相手に精神的・身体的な苦痛を与えるような発言や行為のこと。略して「パワハラ」ということもある。

### ●非正規労働者

嘱託社員、契約社員、派遣社員、パートタイム労働者、アルバイトなど、正社員(期間の定めのない雇用契約)とは異なる雇用形態で働いている人のこと。「非正規雇用労働者」ということもある。

### ●ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等などの子どもを預かってほしい人と、子どもの預かりを希望する人とがともに会員となり、預けたい人と預かりたい人の都合などを調整して両者をつなげる事業。

## ラ

### ●ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、人の一生におけるそれぞれの段階のこと。家族の節目に着目し、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けることもある。

●らら京都

京都市南区にある、京都府男女共同参画センターの愛称。起業を目指す女性の支援や、男女共同参画に関する情報の提供、ドメスティック・バイオレンス対策事業、女性の悩み相談、女性の交流活動の支援などを行っている。

●労働力率（ろうどうりょくりつ）

労働力人口（就業者数と完全失業者数を合わせた数）が、15歳以上の人口に占める割合のこと。

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

●LGBT

「Lesbian」（女性の同性愛者）、「Gay」（男性の同性愛者）、「Bisexual」（両性愛者）、「Transgender」（身体の性と心の性が一致しない人）の頭文字をとった言葉。性的少数者を表す言葉の一つ。性的少数者の項も参照。

●NPO

「Nonprofit Organization」の略で、非営利団体や非営利組織などと訳されるが、一般的には民間（非政府）の営利を目的としない団体や組織を指す。「特定非営利活動促進法」（1998（平成10）年3月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）を指すこともある。

## 2. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、

男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第一部

#### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第三部

### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第四部

#### 第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

（以下、略）

# 3. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号  
同 11 年 12 月 23 日同第 160 号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄  
(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
  - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



# 4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

平成13年法律第31号  
最終改正：平成26年法律第28号

## 第一章 総則（第一条・第二条）

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（第二条の二・第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあっ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受け

ている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

- 第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合においては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五を負担するものとする。

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のあ

る申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

# 5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成 27 年 9 月 4 日  
法律第 64 号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事

由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項



- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
  - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
  - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものを用いる。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女

性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案し、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 6. 南丹市男女共同参画推進条例

平成 27 年 3 月 30 日

条例第 1 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
  - 第 2 章 基本的施策等(第 9 条—第 12 条)
  - 第 3 章 被害者支援等(第 13 条—第 15 条)
  - 第 4 章 南丹市男女共同参画社会推進委員会(第 16 条)
  - 第 5 章 雑則(第 17 条)
- 附則

日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められ、なかでも平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が、日本社会における最重要課題の一つと位置づけられた。

しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く残っており、南丹市においても男女共同参画社会の実現にまだ多くの課題が残されている状況にある。

南丹市では、男女が性別に関わらず、一人ひとりの多様な個性、互いの自分らしさを認め合って生活できる社会の実現を目指し、男女共同参画社会の推進についての基本理念を明らかにし、市、市民、事業者及び教育に携わる者が一体となって総合的かつ計画的に取組み、性別にとらわれることなく共に輝くまちづくりを実現するため、この条例を定める。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置

社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民

市内に居住する者、在学・在勤する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。

(4) 事業者

市内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(5) 教育に携わる者

市内において学校教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により不快感を与え、就労環境その他の生活環境を害し、不利益を与えることをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス

配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった男女間での、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を発揮する機会が保障されること。
- (2) 男女の性別による固定的な捉え方を反映した制度及び慣行が改善され、男女が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる政策並びに方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意志によって職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画し、両立できるよう配慮すること。
- (5) 男女が互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関する事項について、互いの自己決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施する。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育に携わる者と協働して取り組むよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画の実現に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、職場における男女の対等な機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、男女の役割の固定的な捉え方並びに性的な暴力行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進に関する施策の妨げとなる表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策等

(男女共同参画行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、南丹市男女共同参画行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するにあたっては、南丹市男女共同参画社会推進委員会に諮問するものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、必要に応じ行動計画を変更するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(施策の推進体制)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。
- 3 市は、行動計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第 11 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(積極的改善措置)

第 12 条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等における委員の委嘱等にあたっては、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

### 第 3 章 被害者支援等

(性別による人権侵害の禁止)

第 13 条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(被害者支援)

第 14 条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の被害を受けたものに対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、必要な支援を行うものとする。

2 市民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときは、市に相談の申し出をすることができるものとする。この場合において市は、相談の申し出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(苦情等の申出)

第 15 条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、市に申し出ることができる。

2 市は、前項の申し出を受けたときは、必要に応じて南丹市男女共同参画社会推進委員会の意見を聴くとともに、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第 4 章 南丹市男女共同参画社会推進委員会

(南丹市男女共同参画社会推進委員会)

第 16 条 男女共同参画の推進に関する事項について調査審議するため、南丹市男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第 9 条第 2 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)及び前条第 2 項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 第 5 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(南丹市男女共同参画社会推進委員会条例の廃止)

2 南丹市男女共同参画社会推進委員会条例(平成 26 年南丹市条例第 5 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている行動計画は、第 9 条第 1 項の規定により策定された計画とみなす。

## 7. 男女共同参画関連年表

年	世界の動き	国の動き	京都府の動き	南丹市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標:平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>婦人問題企画推進本部会議開催</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正・施行(離婚後の氏の選択)</li> </ul>		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> <li>国立婦人教育会館開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性政策担当窓口設置</li> <li>京都府婦人関係行政連絡会設置</li> <li>京都府婦人問題協議会設置</li> </ul>	
1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画第1回報告書」発表</li> </ul>		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府婦人大学開設</li> <li>京都府婦人対策推進会議設置</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催</li> <li>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」に署名</li> <li>「民法」改正(配偶者の相続 1/3→1/2)</li> </ul>		
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府婦人の船実施</li> <li>「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定</li> </ul>	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府立婦人教育館開館</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国籍法」「戸籍法」改正(父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)</li> </ul>		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催</li> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>「国民年金法」改正(女性の年金権確立)</li> <li>「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>生活保護基準額改正(男女差解消)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の十年最終年記念大会—京都女性のフォーラム85—開催</li> </ul>	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部拡充(構成省庁を全省庁に)</li> </ul>		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府婦人関係行政推進会議発足</li> <li>京都府婦人問題検討会議設置</li> </ul>	

↑ 国連婦人の十年 ↓



年	世界の動き	国の動き	京都府の動き	南丹市の動き
1989年 (平成元年)	・「子どもの権利条約」採択		・「KYOのあけぼのプラン」策定 ・女性政策課設置 ・女性政策推進本部設置 ・京都府女性政策推進専門家会議設置 ・KYOのあけぼのフェスティバル開催 ・京都府あけぼの賞創設	
1990年 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)」策定		・(旧園部町)女性対策検討委員会及び推進会議を組織
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行		・(旧八木町)「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議(ウィーン)開催	・「パートタイム労働法」施行 ・中学校の家庭科男女共修開始		・(旧八木町)「八木町女性対策検討委員会設置要綱」を制定 ・(旧園部町)「女性の館」設置
1994年 (平成6年)	・開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催 ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)開催	・高校の家庭科男女共修開始 ・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置		・(旧八木町)第1回八木町女性対策検討委員会開催。「女性海外視察団」派遣制度実施
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)(一部H11.4.1施行) ・「ILO156号条約(家庭的責任条約)」批准	・「京の女性史」発刊	・(旧美山町)「美山町女性の集い連絡会」発足
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「KYOのあけぼのプラン」改定 ・京都府女性総合センター設置	・(旧園部町)「仲良く生きよう・プランそのべ」策定
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法女子保護規定」撤廃(一部H10.4.1施行) ・「介護保険法」公布		
1998年 (平成10年)		・「男女共同参画社会基本法」男女共同参画審議会答申		
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行		・(旧美山町)「女性議会」開催

年	世界の動き	国の動き	京都府の動き	南丹市の動き
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)。「政治宣言」及び「成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行</li> <li>「児童虐待法防止法」施行</li> </ul>		
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組</li> <li>男女共同参画会議設置</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定・施行</li> <li>第1回「男女共同参画週間」</li> <li>第1回「女性に対する暴力をなくす運動」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新KYOのあけぼのプラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(旧日吉町)「男女共同参画推進会議」設置</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li> <li>男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法の円滑な施行」「監視の実施方針」「苦情処理等システムの充実・強化」</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(旧日吉町)「日吉町男女共同参画懇話会」設置・「男女共同参画社会に関する町民意識調査」実施</li> <li>(旧園部町)「仲良く生きよう・プランそのべ」改定</li> <li>(旧園部町)「園部町女性団体連絡会」発足</li> </ul>
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約履行状況に関するわが国の報告書審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議決定「女性のチャレンジ支援策の推進」</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行</li> <li>「少子化社会対策基本法」公布・施行</li> </ul>		
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「改正DV防止法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府男女共同参画推進条例施行</li> <li>京都府男女共同参画審議会設置</li> <li>女性チャレンジ相談開設</li> <li>女性チャレンジネットワーク会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(旧日吉町)「ひよしせせらぎプラン」策定</li> </ul>
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議答申</li> <li>「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」</li> <li>「第2次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会意見書「京都府におけるチャレンジ支援方策について」</li> <li>女性チャレンジオフィス開設</li> <li>「女性発・地域元気力「わくわく」プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(旧八木町)「八木町男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定</li> <li>女性の再就職支援開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※旧園部町・八木町・日吉町・美山町の4町合併</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	京都府の動き	南丹市の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定</li> <li>地域女性チャレンジオフィス開設</li> <li>地域女性わくわくスポット設置</li> </ul>	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の参画加速プログラム」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性政策課を男女共同参画課に改称</li> <li>京都府女性総合センターを京都府男女共同参画センターに改称</li> <li>ワーク・ライフ・バランス推進コーナー開設</li> </ul>	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画のシンボルマーク決定</li> <li>DV相談ナビ開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定</li> <li>新計画検討部会設置</li> <li>「男女共同参画に関する意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南丹市女性ネットワーク会議」発足</li> <li>「南丹市男女共同参画行動計画」策定</li> </ul>
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府家庭支援総合センター開所</li> <li>マザーズジョブカフェ開設</li> <li>「京都 仕事と生活の調和行動計画」策定</li> <li>「子育て期の多様な働き方モデル創造プラン」策定</li> </ul>	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)」正式発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「KYOのあけぼのプラン(第3次)」策定</li> <li>マザーズジョブカフェ北部サテライト開設</li> <li>京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設</li> </ul>	
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都女性起業家賞(アントレプレナー)開始</li> </ul>	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「京都仕事と生活の調和行動計画(第2次)」策定</li> </ul>	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「まち・ひと・しごと創生法」施行</li> <li>「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ開設</li> <li>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」策定</li> <li>輝く女性応援会議 in 京都開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南丹市男女共同参画行動計画」改定</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	京都府の動き	南丹市の動き
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>UN Women の日本事務所開設(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍推進法」成立</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝く女性応援京都会議発足、行動宣言採択</li> <li>京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(愛称:京都SARA(サラ))開所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南丹市男女共同参画推進条例」制定</li> <li>「南丹市特定事業主行動計画」策定</li> </ul>
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラムの第1回会合開催(タイ・バンコク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」成立</li> </ul>		
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「働き方改革実行計画」策定</li> </ul>		

## 8. 第2次南丹男女共同参画行動計画策定の経緯

	年月日	実施内容
2017 (平成29) 年	10月16日(月) ～10月31日(火)	南丹市男女共同参画行動計画策定に関する 市民意識調査 実施
	8月2日(木)	第1回 南丹市男女共同参画社会推進委員会 (1) 今後のスケジュール等について (2) 計画概要等について
2018 (平成30) 年	8月2日(木) ～8月31日(金)	関連団体ヒアリング調査 実施
	9月27日(木)	第2回 南丹市男女共同参画社会推進委員会 (1) 第2次南丹市男女共同参画行動計画(骨子案) について
	11月22日(木)	第3回 南丹市男女共同参画社会推進委員会 (1) 第2次南丹市男女共同参画行動計画(素案) について
2019 (平成31) 年	1月7日(月) ～2月6日(水)	パブリックコメント 実施
	2月27日(水)	第4回 南丹市男女共同参画社会推進委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第2次南丹市男女共同参画行動計画(最終案)の 検討・承認

## 9. 南丹市男女共同参画社会推進委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属
委員長	大坪 洋子	南丹市民生児童委員協議会
副委員長	野中 大樹	南丹市消防団
委員	芦田 美子	南丹市女性ネットワーク会議
委員	大嶋 久美子	南丹市社会教育委員会
委員	清水 真弥	南丹市社会福祉協議会
委員	清水 有美乃	南丹市商工会
委員	高屋 幸治	南丹市PTA連絡協議会
委員	中川 輝男	南丹市老人クラブ連合会
委員	中西 弘明	南丹市スポーツ協会
委員	西岡 恭子	南丹市女性会
委員	西村 隆雄	南丹市人権教育・啓発推進協議会
委員	松本 則子	南丹地区更生保護女性会
委員	矢野 茂世	南丹市園部女性の館運営委員会